

「御維新前後必要記憶」について

目次

はじめに

1. 逸見金吾について

2. 「御維新以降必要記憶」について

資料編

キーワード 江戸東京 明治維新 幕臣 本所

はじめに

江戸に暮らしていた旗本・御家人層が明治維新以後、東京でどのような選択をして、いかに生き残っていったのか。非常に興味深い研究テーマとなりうるが、江戸時代のみならず明治期にも活躍した旧幕臣関係の資料や、幕末から明治にかけてのまとまった日記資料などを残した家でもない限り、彼らの動向を知るのには非常に困難を極める。まして無役であったり、下級の幕臣ともなるとなおさらである。わずかな事例紹介があっても、その実状を知ることが江戸から明治への大きな変化を知る手掛かりの一つになることにちがいない。

本稿で紹介する「御維新前後必要記憶」(資料番号…100000002)は、幕臣であった逸見金吾(諱は知毅)が、明治を半ば過ぎた頃に作成

石山 秀和*

した履歴書とも呼べる資料である。表題の「記憶(記憶)」という語句から、過去の思い出を述べた回顧録を想像してしまうかもしれないが、実際に一読すれば分かるように、本資料は、逸見自身、もしくは彼の親族などによって作成された諸書類の写しを綴った書物の一つであることがわかる。必ずしも編年順とはいえないが、家譜や親類書の写しなども収録しているので、逸見金吾がどのような家の出身で、先祖がどのような役職についていたのかもある程度分かる。本稿では辞典類などの参考文献と合わせて逸見金吾の略歴をたどり、本資料の大略を述べ、その大部分を翻刻、掲載した(詳しくは凡例を参照)。

1. 逸見金吾について

逸見金吾は天保十年(一八三九)五月二十八日、幕臣の村上金左衛門(諱は温知)の三男として江戸で生まれている。金左衛門の禄高は、本資料に収録の文久三年(一八六三)作成の親類書によれば、三十俵二人扶持で、美濃郡代岩田鋏三郎手附、進物取次上番格となっている。拝領屋敷は四ツ谷内藤宿新屋敷黒鋏町であったが、文久三年時は本所緑町三丁目岩田鋏三郎屋敷内に住んでいた。

この時、金吾は村上家の部屋住みであったが、文久三年十一月朔日に

* 東京都江戸東京博物館専門研究員

小普請の逸見英之輔の養子となる。元治元年（一八六四）十月四日には養父の跡を継いで小普請となつてゐる。慶応二年（一八六六）四月二十五日に藪益次郎組に属した時、美濃郡代岩田敏三郎手附出役となり（『江戸幕臣人名辞典』（新人物往来社）では、高二十俵二人扶持となつてゐる）、同年六月二十六日には第二次長州戦争のための進発増御供を勤めるが、將軍家茂の死去により十月九日に江戸に戻る。慶応三年三月二十五日に代官小笠原甫三郎手附出役となるが、明治元年（一八六八）六月七日には甫三郎の罷免にともない、手附出役を免ぜられてゐる。同年九月二六日には徳川家を辞すが、明治二年正月晦日には会計官駒通司の「雇」となつてゐる。その後は、本資料収載の「履歴書」には、民部官駒通少令史、民部省駒通大令史、民部省寺院少属（明治三年十一月二十三日）、明治四年七月二十七日には民部省が廃せられ、明治五年二月十八日には和歌山県十三等出仕となる。和歌山県権少属、続いて同少属となるが、明治七年七月二十二日に和歌山県を辞す。翌年六月八日に大蔵省出納寮十三等出仕となり、出納権少属、大蔵八等属を任じられるが、明治十一年一月十七日に大蔵省を辞してゐる。明治十一年一月二十二日に駒通局の「雇」となるが、翌年六月十三日に内務六等属、明治十四年七月十八日に駒通五等属、さらに駒通四等属になる。明治十六年十二月二十五日に駒通局を辞すも、翌年の十月十日に農商務省御用掛となり、北海道事業管理局の炭礦鉄道事務所に勤務することとなる。明治十九年一月二十七日に管理局が廃止され、北海道庁の所屬となるが、炭礦鉄道事務所の廃止によって、内国通運株式会社勤務となる。その後、各地を転勤するが、明治二十六年五月二日に長岡支店支配人となり、翌年五月十一日帰京、明治二十九年六月六日に退職してゐる。

これ以降、逸見金吾がどのような仕事に就いたのか、よくわからないが、明治二十七年九月に息子金太郎への家督相続届を東京市本所区長に提出してゐるので、おそらく一線を退いて本格的に隠居暮らしをはじめ

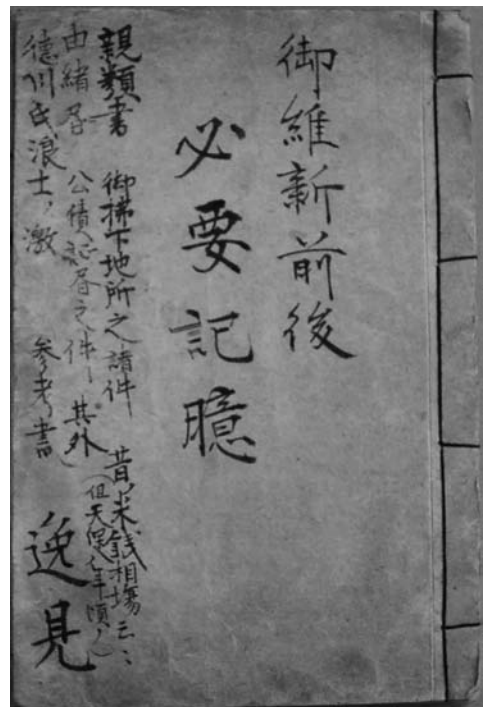
たのではないだろうか。ちなみに、この時の住所は本所区番場町拾壹番地となつてゐる。

2. 「御維新以降必要記憶」について

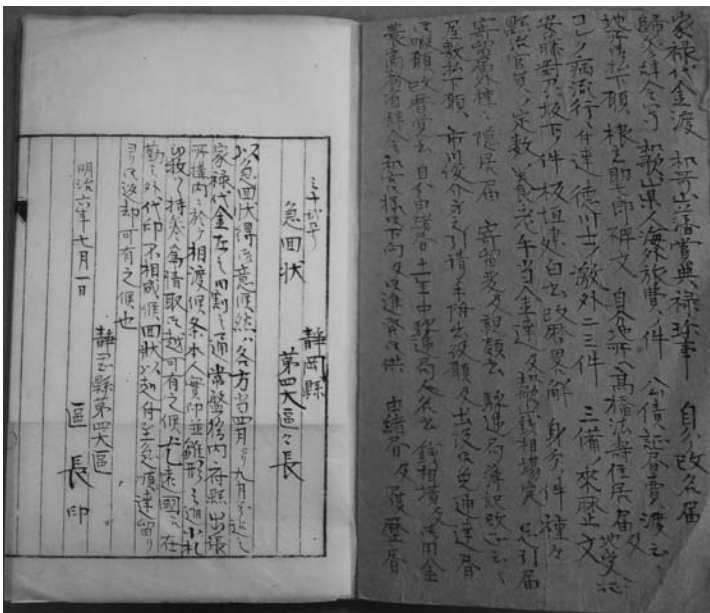
本資料には、逸見自身が、もしくは逸見に関わる者が作成した諸書類の写しが綴られてゐる。表紙裏にはこれら諸書類の小見出しがほぼ記載順に列記されてゐる。翻刻文では省略してゐるので、次に小見出しの下に作成年代を（ ）内に補いながら列記する。

- ① 家禄代金渡（明治六年七月）
- ② 和歌山藩賞典録珍事（明治五年二月十九日）
- ③ 自分改名届（明治五年五月）
- ④ 帰参辞令写（明治五年十月十八日）
- ⑤ 和歌山県人海外旅費ノ件（明治六年）
- ⑥ 公債証書完渡云々（明治十一年十二月二十四日）
- ⑦ 地所御払下願（明治三年正月、明治六年九月二十三日）
- ⑧ 根立助七郎碑文（明治十五年十二月）
- ⑨ 自分地所へ高橋法寿住居届及地受証（明治六年九月二十三、四日）
- ⑩ コレラ病流行ニ付達（明治四年六月）
- ⑪ 徳川士ノ激外二三件（慶応四年四月）
- ⑫ 三備ノ来歴文（天保年間）
- ⑬ 安藤対州坂下ノ件（文久二年正月）
- ⑭ 板垣建白書（明治八年）
- ⑮ 改曆略解（明治三十一年）
- ⑯ 身分ノ件種々（慶応三年）
- ⑰ 県治官員ノ定数（明治年間）
- ⑱ 養老手当金達及和歌山銭相場定（明治五年）

- ⑲ 忌引届 (明治二十七年)
 - ⑳ 寄留届外種々隠居届 (明治六年、同十一年、同二十七年)
 - ㉑ 寄留変及親類書 (明治十二年)
 - ㉒ 駅通局簿記改正云々 (明治十三年四月二十三日)
 - ㉓ 屋敷払下願 (明治三年正月)
 - ㉔ 市川俊介身之引請 (慶応元年六月)
 - ㉕ 手附出役願及出役御免通達書 (慶応三年三月二十五日～六月)
 - ㉖ 御暇願改曆覚書 (慶応四年六月九日)
 - ㉗ 自分由緒書 (慶応三年)
 - ㉘ 十一年中駅通局人名書 (明治十一年)
 - ㉙ 銭相場及御用金 (文化十年)
 - ㉚ 農商務省辞令 (明治十七年)
 - ㉛ 和宮様御下向及御進発御供 (万延元年)
 - ㉜ 由緒書及履歷書 (明治三年～明治二十九年)
- 小見出しからもある程度推測できるが、幕末から明治初期にかけて作成された書類が多く、代官の手附出役を務めていた頃や、明治になって和歌山県や駅通局などに務めている頃の書類も多い。その他、桜田門外の変や坂下門外の変など、幕末の重大事件に関する記録も散見できる。
- 本資料には親類書や履歷書などもあって、彼の詳細な経歴も追うことができる。特に住居についていえば、父親の代から本所緑町に住んでおり、若宮町、番場町などを転居しつつ暮らしていたことがわかり、当館周辺地域を知ることができ、貴重な地域資料としての側面も有している。
- 最後になるが、貴重な本資料を寄贈していただいた加藤健氏（平成二十二年当時、都立石神井高校教諭）には大変御世話になった。心より感謝申し上げる次第である。



【写真1】表紙



【写真2】見開き

資料編

凡例

- 一、翻刻にあたり、原則として原本の様式を残すようにつとめた。また、人名の羅列などでは読みやすいように体裁を改めた。
- 一、逸見が表紙裏に記した小見出しに対応させて各文書群の冒頭に丸数字、点線を付した。なお、丸数字は解説中の小見出し一覧の丸数字と対応する。
- 一、一般に知られている史料については、冒頭と末尾二行を掲載して中略した。
- 一、文中に適宜、読点（、）および並列点（・）を加えた。
- 一、漢字は当用漢字・常用漢字にあるものは、原則としてこれを用い、ないものは正字を用いた。
- 一、宛字・誤字・衍字はそのまま表記して、右傍に（ママ）を付した。
- 一、欄外の文字および文章は、（欄外）と注記して、「」で該当箇所を表記した。
- 一、本文の一部に、現代において差別的と思われるような表現があるが、本史料が成立した背景や記載内容を鑑み、原文のままとした。

（表紙）

御維新前後

必要記憶

親類書 御払下地所之諸件 昔ノ米錢相場云々（但天保八年頃ノ）

由緒書 公債証書之件 其外
徳川氏浪士ノ激 参考書

①

（本文）

三十式号

急回状

静岡県

第四大区々長

以急回状得御意候、然ハ各方当四月ヨリ九月分迄之家禄代金、左之日割之通常盤橋内府県出張所構内ニ於テ相渡候条、本人実印並雛形之通小札式枚ツ、持参、為請取御越可有之候、尤遠国江在勤之外代印不相成候、回状以剋付至急順達、留リヨリ御返却可有之候也

明治六年七月一日

静岡県第四大区

区长 印

（欄外）

「 四寸五分

用紙美濃紙

分 五 寸 壹

家禄何石（印）	何之誰
宿所何大区何小区何町何番地或ハ何之某方	明治六年七月
	何年何ヶ月

七月五日

午前九時ヨリ午后二時迄

拾八石取 拾式石六斗取 七石式斗取
拾四石取 五石四斗取 五石三斗取

三石五斗取 壺石八斗取

壬申五月 日

官名 姓 名 印

同 六日

拾石八斗取

東京第六大区

前同

取締御中

同 七日 八日 九日 ノ内

九石取

(欄外)

前同

「右辞令ト届書ト名面致相違候訳ハ、通称ヲ廢シ実名ニ取極候際ニ付、自然相反シ候コト」

右本所緑町式丁目三番地近江屋嘉兵衛店

島田成衛方へ七月一日午后八時順達ス

一、現米壺石八斗

逸見金吾

②

和歌山県

明治五壬申年十月十八日

静岡県 印

元和歌山藩大参事津田出、其外十名、先般藩政改革之砌、格別致尽力候ニ付、知事徳川茂承ヨリ御賞賜之義伺済之上、別紙之通夫々取計候処、御詮議之節有之、昨末年限御取消相成候条此旨可相達事

但、津田出、正六位伊達宗興兩人江、元和歌山県ニ於テ不経伺、

十七ヶ年分一時二相渡候趣不都合ニ付、昨末年限相渡、其余返

納可為致事

和歌山県御中

壬申二月十九日

太政官

⑤

東京第六大区小七ノ区

其県貫属多田弥吉外壺名へ、帰朝旅費、学費等別紙仕訳之通、在仏公使館ヨリ操替相渡候ニ付、至急返納可為致候、尤過不足ノ義ハ追テ為替取組候上、正算相立可申候、此段相達候也

村上由郎厄介弟

同大区小八ノ区住

明治六年十月廿三日

文部省

当時紀州和歌山下海士郡第二大区住居

和歌山県

通称金吾

和歌山県権少属逸見知毅

仕訳書

右者通称実名共相用居候処、此度御布告ニ付、更ニ実名而已相用申候間、

此段御届申候也

一、仏貨六千五百三拾フランク

和歌山県貫属 多田彌吉

但壹人ニ付六百五拾三弗ツ、

是ハ婦朝旅費トシテ操替相渡候分

一、仏貨六百貳拾五フランク

此洋銀百貳拾六弗

是ハ學費金トシテ相渡候分

一、仏貨八百貳拾五フランク

此洋銀百六拾五弗

是ハ右同斷

合仏貨七千九百八拾フランク

此洋銀千五百九拾六弗

同

津田震一郎

多田弥吉

津田震一郎

但五フランクニ付

洋銀壹弗ノ割

⑦

東京府知事楠本正隆殿

奉願候覚

民部省

旧幕歸農

逸見駒通少令史

私義、受領屋敷無御座候ニ付、本所緑町三丁目村上租税大佑拜借地之内
借地住宅罷在候処、今般家作補理仕度候間、同所石原弁天小路内藤庫太
郎上地三百八拾坪ノ内、式百坪拜借被仰付被下置候様仕度、依之廳絵図
相添此段奉願候以上

庚午正月

逸見駒通少令史

右之通願出候間、此段申上候以上

成田駒通權正

⑥

右之通有之候也

公債証書売渡檢印願

一、金禄公債証書百參拾五圓也

但利七^マ朱之分

内訳

百圓 丙に号

六五一八番

壹枚

貳拾五圓

丙ろ号

四〇七二番

壹枚

拾圓

丙は号

二〇九一番

壹枚

右者示談之上、東京府士族宮澤守平へ売渡候間、御檢印奉願候也

本所区本所北馬場町拾番地寄留

静岡県士族

明治十一年十二月廿四日

逸見知毅

⑧

鉛藤へ地所貸与届

私所持当区外手町貳拾三番地之内、今般本区内北馬場町百三拾九番地之
内第六番借戸高橋法寿へ家屋補理之為メ貸遣シ候処、出来之由ニテ本月
廿五日致移転候段申出候、右者本人ヨリ御届可申上候得共、為念此段御
届申上置候也

明治六年九月廿三日

第六大区八小区

本所若宮町廿七番地寄留

静岡県貫属士族

逸見知毅

第六大区八小区

戸長御中

故根立助七郎碑文

君諱亮延、通称助七郎、根立氏、号蘆水、以文政十三年十一月十六日生、以明治十五年十月十三日病卒、娶浅井氏、生三子、伯榮承後、仲實利出嗣植村氏、季信義嗣今井氏、王父亮英君、通称九郎、考亮門君、称助十郎、至君三世仕徳川氏、祖考皆葬於小石川金富町多福院、君葬谷中天王寺

明治十五年十二月

不肖子榮等謹建

⑨ 私義、是迄八ノ小区北馬場町百三拾九番地第六番借店住居罷在候処、勝手二付當時若宮町貳拾七番地住居逸見知毅殿所持地、同区中外手町貳拾三番地之内借地、家作補理仕候二付、来廿五日同所へ引移り申候間、此段御届申上候也

明治六年九月廿三日

北馬場町百三拾九番地之内
第六番借店
高橋法壽 印

第六大区

八ノ小区

戸長御中

差上申一札之事

一、今般貴殿御所持本所外手町貳拾三番地之内北之方拝借、家屋補理住居仕候、就テハ不限何事不都合不相生様注意可仕候、万一異変之時ハ、仮令雖小事速ニ御届申上、御差図ニ随ヒ可申、且右御地所御入用敷、又ハ他へ御讓渡等之節ハ御断示ニ随ヒ致違背間敷候
一、政府御布告・御製禁等之義ハ勿論、如何敷渡世等仕間敷候、且近来御布告之趣モ有之、就テハ養豚其他地所汚穢ニ残シ候義一切不仕候、右拝借中四壁垣根并下水等之義ハ、都テ見苦敷無之様、一層注意致スヘク右御地所ニ付テノ御入費等ハ一切相弁へ可申候

右之条々万一当人不行届節者、私引受御迷惑相掛申間敷候、仍テ為後証連印如件

明治六年

九月廿四日

第六大区八小区
本所北馬場町百三拾九番地
第六番借店
高橋法壽

同区

本所表町拾五番地

高橋源次郎

地主

逸見知毅殿

⑩

今般シベリア海岸ヨリ悪性伝染疫流行之趣、別紙訳文之通、上海出張官員ヨリ申来候ニ付テハ、右予防法大学東校ニ於テ取調被仰付候趣、一般(中略)

右明治四辛未六月十日御布告相成候、即獸疫又赤痢ノ日本侵入ノ始メ也

⑪

○ 徳川内府天朝江対シ忘ナキハ、天下ノ万民知ル処也、縦令真勅ヨリ出ルトモ元不正、況ヤ
天子幼冲、姦臣權ヲ竊ミ、名義ヲ仮リテ追討ノ命ヲ下ス、其罪姦臣ニアリ、然則官軍ハ不義也、皇国天子ノ至尊ナルモ王政正ケレハ也、今不義ニ討シ、人輪滅却ス、天下後世此政ヲ何トカ言ン、長州ハ真ノ朝敵、国賊天戮ヲ免レサルモノ也、一朝姦臣トトモニ天子ヲ誑カシ、昨日ハ朝敵、今日ハ官軍、其姦佞殆ント悪ムヘシ、実ニ薩長ノ不義、無義ナルコト徳川祖宗之大恩ヲ無視シ、不義ヲ以テ義ヲ討セシム、嗚呼王政ノ衰ヘタル、

是ヨリ甚シキハナシ、誰カ天下ノ不正ヲ正シ、国賊ヲ討スルハ、只衆諸侯而已、今会藩ノ義氣ニ感シテ、属スル者多キハ、大義ヲ知レハ也、官軍ニ属スル者ハ、人面獸心、不義是ヨリ甚シキハナシ、設ヘ今日決戦ストモ、不義ハ義ニ不勝、邪ハ正ニ勝タスノ理也、庶幾ハ天下有道之士、会藩ノ義氣ヲ助ケ、徳川氏之為ニ義兵ヲ挙ケ、彼国賊ヲ誅戮シテ、義民ヲ水火之中ニ救ヒ、皇国ノ名分ヲ正セヨ

辰四月

天書三日ノ内ニ取捨ル者於有之ハ、急度令誅戮モノ也

右御茶之水ノ堀端ニ張出シアリシ

脱藩徳川家臣布告書

天地ノ間大義名分ナルモノアリ、余等此ニ来レルモノ普ク此ヲ明ニシテ、戮力セスンバ有ヘカラス、先ニ我老君政權ヲ挙テ^(マ) 朝廷ヘ帰セラレタルハ、深意有ルコトニテ、外ニハ外国ノ交際日ニ開ケ、文明ノ治体^(羅カ)罵馬毛及ヒ能ワサルノ勢アリテ、内ニハ政令多門トナリ、統一スル能ハサルノ患アリ、於是自カラ退テ侯伯ノ列ニ就キ、衆一君ヲ仰キ、邦内互ニ擬義抗抵ノ心ナク戮力シテ、万国ト並立セント欲セラレタル也、然スレハ何ソ祖宗三百年ノ政柄ヲ挙テ輕易ニ之ヲ帰セラレンヤ、然ルニ大变革ノ初頭ヨリ一言ノ談事モナク、却テ疑心ヲ以テ我ヲ待チ、兵威ヲ以テ宮門ニ迫リ、大ニ輦下ヲ騷擾スルニ至レリ、老君ニハ基ヨリ我ヨリ帰セラレシ政柄ナレハ、預リ聞カンコトヲ欲セラレシ心アルニ非サレ共、畏ナカラ

幼冲ノ天子、上ニ在シテ国家ノ危キ累卵ニ至ランモ計リ難ク、己カ痛痒関カラヌモノ、如ク、傍看セラレサルハ、自カラ臣子ノ至情ニ非スヤ、^(マ) 偕、再ヒ上洛シテ善ヲ挙ケ、邪ヲ斥ケ政道公平ニ帰センコトヲ欲セラレ、先供登京ノ道筋、薩長ヨリ悪意ヲ挟ミ待構ヘタル故ニ、鳥羽伏見ノ戦争トハナリシ也、故ニ其節ノ^(マ) 勅命ニ薩長ノ師ト戦トアリシコトハ、之

万人ノ共ニ知ル所、毫モ疑ナキ也、然ルニ十二月以来奉欺

天朝ト云ヒ、又連日錦旗ニ発砲ストイヒ、又叛逆ナリト云フコトトモ、当日考テ証蹟ナク、千歳ニ垂レテ、不朽ノ冤罪ヲ負ハシム、名義ハ人間ノ重スル所故ニ、一匹夫ヲ誅スルモ猶其罪案ヲ明カラニシテ、而后二刑ニ処スヘキ也、何ソ此冤罪ヲ負ハシメ、挙国ノ大兵ヲ動スニ至レルヤ、且我冤罪ヲ蒙ルノミナラス、弟ヲシテ兄ヲ伐シメ、臣ヲシテ主ヲ戮セシメ、末家ヲシテ宗家ヲ滅サシムルコトヲ命セラレ、自ラ失節ノ政ヲ抱サレタル也、凡テ

勅命ノ尊キ所ハ、不偏不党、人倫ニ戻ラス、天理ニ乖サルカ為ニ非スヤ、近頃太政官ヨリ高札ニモ、人ハ五倫ノ道ヲ正スヘシト示サレタリ、今倫理ヲ蔑如シ名義ヲ顧ミサル、此ニ至レル者ハ、此姦人猶強梁シテ^(マ) 勅命其手ニ成レハ也、故ニ老君ニ曰シテ、再帥ヲ挙ケ、天下ノ為ニ姦ヲ除クコトヲ請ヒシ者アリシガ、老君一切ニ斥ケ、只管ニ罪ヲ一身ニ荷レシモノハ、幾百萬ノ生靈、屢塗炭ニ苦ムヲ厭ヒ、且我一ト度抗抵セハ、挙国ノ兵端此ヨリ開ケ、炮声止ム時ナク、外国ノ測目注視スルモノ、寡隙ニ乘シテ不測ノ殃ヲ醸サハ、徳川一家ノ成敗ノミナラス、皇国ノ浮沈トナランコトヲ畏ラレタルニテ、^(マ) 東照宮ノ遺訓ニモ懇ニ垂戒セラレシニ非スヤ、故ニ身仏寺ニ入、痛ク責テ恭順ノ義ヲ尽シ、屢歎願ノ使ヲ馳セ、寸時モ早ク蒼生ノ安堵ニ帰センコトヲ日夜ニ庶幾セラレタル也、然ルニ督府ニ訴フルモノハ、斥ラレテ通セス、京師ヘ歎願セルモノハ、督府ニ通スヘシトイヒ、漸進シテ我城下ニ迫リ、前件ノ冤罪ヲ負ハシムルニ至ル、今寛典ニ処スト云フトモ、固ヨリ冤罪ヲ負ハシメテ何ソ寛典ト云フコトアランヤ、臣子ノ情忍ハサルモノアレトモ、老君弥恭順セラレ、人々ニ諭シ戸々ニ説キ、我命ヲ用ヒサレハ、即我身ニ刃ヲ加フル也ト言レシニ至レリ、泣血止ムヲ得ス、奉命スト雖モ、此冤何ソ雪カサルヲ得ンヤ、此余輩脱籍ノ挙止ムヲ得サル処也、必老君ノ譴責ニ逢ヲ知ルト雖モ、大義分明、天地古今自ラ已ムヘカラサレハ、相共ニ泉下ヲ期シテ罪ヲ謝セ

ンノミ、独怪ム、此太平ノ久キ先ヲ祭り、老ヲ養ヒ兒孫繁延、兵火ノ難ニ逢ハサルモノハ、是誰カ徳沢ソヤ、寫津氏、毛利氏ト雖モ全其恩ニ沐浴セシニ非スヤ、況ヤ其他列侯譜代ノ者、亦何心ソヤ設ヒ、我衰弱セリトモ大義名分ノ間、衰弱有ルコトナケレハ、何ソ正論儻議シテ此冤ヲ朝廷ニ訴ルモノナキヤ、只仙台侯首トシテ義ヲ唱へ、米沢侯ヲ始メ奥羽ノ諸侯此ニ応シ、会津、莊内等ノ士民、義心確乎トシテ動カス、北越諸侯モ亦、連盟シテ義ヲ守ルト聞ユ、然レトモ仙台等ノ上書ハ、擁塞シテ達セス、会津、庄内等ハ均シク冤罪ヲ免レス、嗚呼天地ノ冥々タル何ソ其此ニ至レルヤ、我等微力ナリト雖モ、大義名分ノ為メニ死シテ主家ノ冤罪ヲ雪キ、万世ノ下、綱常ヲ維持セントスルノ赤心アルノミ、万国ノ公法ニモ伸冤ノ帥アルニ非スヤ、若余輩ノ議ヲ以テ、公ナラストスルモノアラハ、日月ノ照覽スル処、邦内ハ論モナシ、此ヲ万国ノ公議ニ附シテ其至当ヲ決スヘシ、之余輩天地ニ誓テ布告スル所也

辰四月

脱籍

徳川家臣同盟中

薩賊奸謀ヲ逞フシ、徳川大君ヲ

朝敵ニ陥レ、封土・城郭・兵器悉ク奪ヒ、臣子ヲ以君父ヲ討シム、決シテ公明正大ノ正政ニ非ス況ヤ

今上幼冲叡慮ニ出サルコト、天下衆人ノ識ル処、必竟彼レカ所為ニシテ朝廷ヲ欺キ奉ル所也、薩賊前日尊攘ヲ主張シナカラ、今日既ニ

皇室ヲ輕侮シ奉リ、朝憲ヲ乱シ、人倫ノ大義ヲ破リ、外夷ニ媚ヲ獻スルニ至ル、其反覆表裏、売国ノ賊タルコト明カ也、諸藩主一ノ諫争スル者ナキノミカ、却テ悪ヲ助クルハ、抑何事ソヤ、嗚呼悲ヒ哉

皇国ノ正氣泯滅シ、外国ニ吞併セラル、ノ期、遠カラサルコト、夫レ大君一巳ノ私ヲ去

皇国ノ百萬生靈ノ為メニ、社稷ヲ惜マス、三百年ノ其業、一朝ニ抛テ、水戸ノ僻邑ニ退隱ス、大君ハ真ニ仁者ト謂フヘシ、僕等譜代恩顧ノ臣トシテ、泣血奉命、主家ノ顛覆ヲ救ハス、賊徒ニ一矢ヲモ投セス、オメ々々ト脱走スルコト、士道ノ恥辱

先朝孝明天皇及徳川氏祖神エ対シ、地下ニ謝スルノ詞ナケン、然ルヲ、今僕等忍ンテ一命ヲ全フシ、暫ク浮浪ノ徒トナルト雖モ

皇国ノ人民タル、安ソソ売国不義ノ賊ト俱ニ、天ヲ戴クニ忍シヤ、唯節ニ死シテ後チ己ンノミ待ツヘシ、不日ニ薩賊ヲ屠リ、且之ヲ助クル、藩主ノ不義ヲ問ントスルヲ、是全僕等カ私ニアラス、報国尽忠、鋤奸ノ義拳タリ、此時当リ錦旗天地ニ翻騰スルモ、必蹈躪ルヘシ、錦旗基ヨリ人手ニ成ル、賊手ニ在テハ賊手ニ動ク、賊旗何ソ恐ルルニ足ンヤ、大公至正忠膽義列徳川浪士

皇国ノ為メニ売国ノ賊ヲ誅鋤ス、則天兵也、天兵起ルノ日、兼テ同盟全義ノ諸藩、君臣四方ニ応援、協力スヘシ、過テ機会ヲ失ヒ、汚名ヲ千載ニ残スナカレ、因テ撤ス

戊辰夏四月 日

徳川氏脱藩

浪人共

慶應四新聞紙壁書

天地ヲ経倫シ、宇宙ヲ総説スル者、只名義ノ存スルヲ以也、一日之ヲ廢スレハ、天地傾倒、萬姓塗炭ニ落ルコト言ヲマタス、窃ニ見ルニ名分ノ廢滅今日ノ如キ甚シキモアラス、抑慶元以來、圭運日ニ開ケ、横目豎鼻ノ者、五常ノ廢スヘカラサルヲ知ラサルモノナシ、保元ノ乱、天子義朝ニ詔シテ父ヲ弑セシム、万世ノ下、尚其肉ヲ噉ンコトヲ欲ス、王政ノ過此時ヨリ甚シキハナシ、今日ノ形勢何ヲ以テカ之ニ異ナラン、今般衆諸侯ヲシテ徳川家ヲ討タシム、其一二ヲ拳レハ、因州備前ノ如キハ、徳川

内府ノ弟也、井伊ノ如キハ徳川家ノ臣ナリ、其他三百年來徳川家ヘ臣従スル者也、而シテ弟ヲシテ兄ヲ討セシメ、臣ヲシテ君ヲ弑セシム、天下後世是ノ政ヲ何トカ云ン、義朝、為義ヲ弑スルヤ、為義ノ朝敵タルコト明白也、然レトモ猶屢々哀訴シテ、命ヲ請フニ至ル、況ヤ今徳川内府天朝ニ対シテ二心ナキハ、天下万民ノ知ル処、縱令直勅ヨリ出ルトモ、奉命スヘカラス、然ルヲ今天子幼冲、姦臣權ヲ竊ミ、猥ニ詔矯ケテ追討ノ命ヲ下タス、苟モ人心アルモノ、百諫千争シテ之ニ繼クニ、死ヲ以テスヘシ、是皇國ノ大綱、人臣ノ大義也、而シテ狗鼠ノ輩此ノ大義ヲ知ラス、甘シテ姦臣ノ軀役ヲ受ケ、東ニ向ツテ兵簠ヲ飜ント欲ス、不義無恥、是ヨリ甚シキハナシ、嗚呼当今天下文明五常ノ道、照々タル世ニ生レテ、嘗テ一人モ之ヲ諫メ、之ヲ争フモノヲ聞ス、天日地ニ落ち、海内俄ニ冥々タリ、悲痛歎惜是ヨリ甚シキハナシ、苟モ之ヲ知ル者ハ志ヲ立テ、速ニ義兵ヲ挙テ、君側ノ惡ヲ誅シ、名分ヲ正シ、万世ノ后ヲシテ今ノ保元ヲ見ルガ如クナラサラシムルコト、今日人臣ノ節、之ニ過ルモノアラシヤ、然ラスシテ、甘シテ賊ノ軀役ヲ受スル者ハ、己レ不義ニ陥ルノミナラス、天朝ヲシテ不義ニ陥ラシメ、四海万国ニ対シ皇國ノ大名ヲ汚サシムルニ至ル、其罪揚ケテ数フヘカラス、庶幾氣節ノ士、之ヲ四方ニ伝ヘテ天下ノ義氣ヲ鼓舞、作興シテ、綱常ヲ維持セヨ

于時慶應四戊辰春三月中五

原書翻剋之俣掌記ス

○

水戸老公永ク國ニ幽居セラル、慷慨家不絶奮怒、終ニ桜田又ハ武田ノ強願起ル

十月廿七日江城(本丸)炎上、嘉永七寅年彦根侯ノ沙汰トシテ金位沸騰ス、世間喋々囂シク諸式高価ヲ唱フ

或時彦根侯紀伊家ヘ赴ク、帰途彈丸輿ヲ抜ク、鏑ニ当ル、辛シテ免死、是ハ元水戸藩ノ者、宇和島藩ヘ養子ニ行シ飯田一郎ト云フ者ノ所以也

三月三日雪中、彦根公被討、同家來即死二十余名、水戸浪士ノ業也、其姓名左ニ

佐野竹之介廿二才、大関和七郎廿五才、森五六郎廿一才、杉山彌一郎三十八才、森山繁之介廿二才、黒沢忠三郎廿六才、蓮田市五郎廿八才、齋藤監物三十九才、山口辰之助二十八才

廣岡千次郎、増子清三郎、廣木松之助、鯉淵要人、稲田重蔵、林忠左衛門、岡部三十郎、関矢之助、外ニ薩藩有村次左衛門ノ十八名也

右ノ内佐野、齋藤、蓮田、黒沢ノ四人ハ協阪邸ニ來リ訴フ

○

中将井伊侯、幼君ヲ挾ミ、私慮ヲ以テ有司ヲ黜陟スル、其罪一也、苞苴私謁至ラサル処ナシ、其罪二也、尾水越三家ヲ退ケ、親藩羽翼ヲ剪絶ス、其罪三也、間部閣老及酒井所司代ヲ以テ、九條殿下ヲ誣語シ、青蓮院ノ宮其他諸公卿ヲ幽シ、諸士庶ヲ殺ス、其罪四也、洋夷ノ恫喝ニ懼レ、時勢ヲ口実トシ、勅許ヲ得スシテ條約ヲ結フ、其罪五也、凡期五罪、神人共ニ不容臣等、一死天ニ代ツテ之ヲ誅セリ、因テ速ニ死ニ就カンコト事ヲ請フ云々

大関、森、杉山、森山ハ熊本藩邸ニ到ル

(欄外)

「誣語」
アイゴ

アヤマル

恫喝
トウカツ

ヲトス」

○

常総ニ州ノ間ニ党ヲ結ヘルモノ、攘夷ノ論ヲ主張シ、横濱ヲ襲フト唱ヘ其説紛々タリ

○

亜国公使ヒイユスケン三田ニテ害セラル、三月万延ト改元ス、十月江城

成ル、翌春文久ト改元ス、魯西亜人船舶ノ修復ヲ名トシテ、対州ニ暴拳ス、江城ヨリ有司ヲ遣シテ退ソカシム、近來武威ノ衰ルヲナケキ、皇妹ヲ娶リムカヘンコトヲ謀ル、五月廿八日皇妹和宮ニ宣下ヲ給ヒ○子内親王トゾ称シケル、九條殿関東ヨリ家禄千石ヲ増ス、同月下浣西北ノ間ニ方リ異星顯レ(慧星)、六月下旬ニ薄ラク、八月水戸老公薨ス、六十三才十一月和宮御下向、日々凡三万五六千人ツ、中山道ヲ通行ス、為メニ夫食竭ク

御殿山八万坪ヲ外異欲借、堀織部正憤發論シ、終ニ屠腹ス、安藤侍従キカス、依テ堀ノ臣三島三郎兵エ主人ノ志ヲ次キ運動ス、同憂ノ浪士豊原邦之助・細谷忠斉・吉野政助・浅田儀助・相馬千之助ト相議シテ、翌二年正月十四日兩國横山町、水戸ノ医師太田道育ノ方ニ会合シ、明朝登城ヲ討ント謀ル

近衛左府公、鷹司右府公、一條内府公、三條前内府公、二条重相等連署シ、其頃京都在住、水府ノ鵜飼吉左衛門悻幸吉ヲ以テ老公へ密書ヲ達ス、水藩安島帯刀一橋殿ヲ嗣トセント、鷹司公土臣小林民部太輔及ヒ、官女村岡ニ相謀、密状長野主膳ノ手ニ入テ井伊中将ニ達ス、依テ近衛・鷹司・三條ノ三公ヲ幽閉セラル、小林、鵜飼以下三十四人被召捕江戸ニ送ラ

ル
松陰鯖江侍従(間部)ヲ為討、及ヒ大原公ヲ為迎、両条トモ不果終ニ捕ハレテ江戸ニ送ラル

十二月朔日將軍宣下儀式行ワル、正二位大納言家茂卿ト号ス、田安重相慶頼ヲ以テ為後見

安政六年彦根中將跋扈シテ横濱ヲ開キ、五ヶ国ノ人宏大無辺ノ商館ヲ造ル、又更ニ一廓ノ妓楼ヲ設ケ、外人ノ為メニ情ヲ鬻ク、奉行水野飛州・酒井隱岐・村垣淡路・加藤壹岐・堀織部正(ヤ) 二月鯖江果シテ帰ル、京師ヨリ送り下シタル罪人所置濟ム、此時頼三樹三郎モ死ニ着ク

頼三樹三郎ノ詩

蒼松移行在江城 三百年來晚翠清 若為穢風變其色 世間誰許木公名

○

此節長壽表アンケリヤ船入津交易相願、御聞濟不相成節ハ、兵船ヲ向候積、咬啮吧冲江三拾艘程モ相見ヘ候由、万一右船押來候ハ、防方如何可致哉、御問合之趣致承知候、此義不容易義ニ有之、我国者神徳ヲ以忒百余年太平ニテ、諸士皆戰場ヲ忘レ、邂逅心掛有之モノモ、野宿等致候者ハ無數、筋骨柔弱ニ成果候折柄、殊彼国等ハ近年隣国ト数度戦ヒ、将卒共ニ掛引自然ニ整、其上火術鍛鍊ニテ海上ハ如平地乗馴、革ニテ製候小舟ニテ、大筒ヲ自由ニ取回シ、其外ノ術ヲ得罷在候得ハ、中々海上ニテノ戦ハ、勝利無覺束候間、若押來候ハ、海岸之民家ハ悉ク焼払、百姓共ハ山影ヘ移シ、海岸ハ異国人ニ与候ハ、追々上陸イタシ、山ヲ越ヘ乱防可致、其節尚ホ彼等ニ利ヲ与候ハ、益上陸地方ヘ深ク入候節ヲ見透シ、夜中之船ヲ焼討ニ致シ候ハ、何程丈夫ノ船ニテモ仕方ニ寄可焼払、縦令船ハ焼ケストモ帆并仕掛網等ハ不殘焼失可致、其砌積來候火薬等ヘ火移候ハ、益火盛ニ相成、上陸ノ異国人等驚、海岸ヘ可引取処ヲ、地ノ利ヲ兼テ見立置、伏兵ヲ以手詰ノ勝負仕候ハ、夜中故何程功者ニテモ鉄炮ニ利ハ無數故、必勝疑ナシ乍、西国等ヘ押來候ハ、大身衆モ有之、関東ヨリ加勢、後詰致シヨク候得ハ、彼等ハ日本ノ地利能ク弁居候由ニ付、北国筋、奥州辺ヘ乗寄国々ヲ為騒、関東江ノ加勢ヲ押ヘ候上、伊豆・相模・常陸国抔ヘ可乗寄間、国々御備ヘ不動様法令ヲ布置度、関東江押來候ハ、水府公ナラテハ大身コレナク、其上異国人ヲ欺候山谷モ無數、江戸江ハ程近ク候間、前以御簾衆諸組ヘ人数之掛引之内習被 仰付、筋骨ヲ丈夫ニ致シ置度、御簾本・御家人ノ内ニモ、真ノ武術ヲ心懸、天晴ノモノモ可有之間、右ノ衆ヲ厚ク御取用、関東内ニ罷在候無頼ノ無宿共ヲ呼集、江戸町之火消人足・車力等ヲ交、組子イタシ働次第、士ニモ御取立有之候積ヲ以、当座ノ御手当ニ金銀等被下置、人氣ヲ為屈式百人位ツ、五組モ新組御取立有之候ハ、元來無我ノ者共、

筋骨ハ丈夫且闊東風ノ義ヲ守候風俗ニ候間、林木等茂リ四方難見切地利
ヘ敵ヲ引込、手詰ノ勝負為仕候ハ、一廉之御役ニ相立可申、夫ニ付テ
モ兵糧運送等、万端只今ヨリ内習無之候テハ、急ノ間ニ合申間敷候間、
武術功者ノモノヲ御撰、銘々存寄ヲ十分為申述、得ト勘考ノ上、利ニ当
ル処ヲ御取用有之、豊ノ上ノ軍学者、鉄炮打ヲ御取用無之様致シ度事ニ
御座候

但、手詰ノ致勝負候ニモ、異国人ハ小筒ノ早打上手故、持楯無之候テ
ハ難近寄候間、其用意可致、扱本文ニモ内習ノ義申述候得共、夫モ急
事ニハ中々行届不申候間、交易願ニ参候ハ、成丈ケ手切ニ不成様イ
タシ、月数ヲ延置候得ハ、此方ノ手配モ行届可申、此節者内習ハ扱置、
具足ノ着用モ知ラヌ人可有之、又着様ハ弁候得共、戰場之心掛ナキ人
ニハ、万端不都合ノ事共計ニ可有之哉ニ御座候

異国船伊豆相模沖へ押来候ハ、直ニ品川沖へ可乗込、其節ノ防戦、拙
者義浦賀辺ノ地利不案内ニ付、何共難申候得共、及承候趣ニテハ、房州、
相州ノ間、海上凡三里程ニテ船道ハ相州ノ方へ寄候由ニハ候得共、異国
船乗入候節、陸地ヨリハ大筒モ十分ニハ届申間敷候間、二三百石積位ノ
廻船ヲ数艘雇上、楫櫓ヲ取除キ右三里程ノ真中へ睨ト碇ニテ掛留、材木
ニテ船々組合、其上へ土俵ヲ積、土居高二間バカリニイタシ、海上へ取
手城同様ノモノヲ拵、籠馬印ヲ立並へ、大筒ヲ仕掛、多人数籠候躰ヲナ
シ、異国人近付候ハ、地方ト双方ニテ防候ハ、容易ニ乗入候義ハ相
成間敷、尤右船ノ前通江玉除船モ差置候ハ、可然歟、右船々組合方ハ
船橋ノ仕法ニ猶工夫ヲ加候ハ、大風ニテモ破損不致仕方可有之候

⑬

○ 安藤対馬守阪下天討ノ件

今朝登 城掛、阪下御門下番所手前ニテ、狼藉モノ鉄炮打掛、七八人程
拔身ヲ以左右ヨリ駕籠江相掛候ニ付、供方ノ者致防戦、狼藉モノ六人討

留、其余ノモノハ逃去申候、拙者義ハ捕押方致指揮候ニ付、少々致怪我
候間、阪下御門御番所ニテ致手当候得共、手廻兼候ニ付、一ト先致帰宅
候、尤供方始手負ノ者有之候間、相糺追テ御届可申上候、以上

正月十五日

安藤対馬守

深手

原田莊兵衛

同

小葉平次郎

同

松本鍊次郎

同

齊藤勇之助

薄手

齊藤幸之丞

同

友田 六藏

同

上坂大五郎

同

井上 秀二

同

押方 富藏

○

狼藉者即死人

三島三太郎

十八九才

卷原邦之助

廿二三才

吉野 政助

廿二三才

細谷 忠齋

三十三才

松田千之助

三十五六才

浅田 安助

三十三才

右即死人名前書懷中ニ有之

右檢使役

御目付 浅野伊賀守

御徒目付 富永 一造

同 吉田勘三郎

⑭

夫レ政治ノ要タルヤ、廟議一和シテ万民ヲ安スルニアリ、然ルニ太政大臣三條實美、百官統轄ノ術ニ乏シク事務ヲ行フ、忽卒遲緩ニ流レ、黜陟

(中略)

明治八年十月

左大臣從二位島津久光

右建白中、至尊又ハ臣曰ノ処、外一二字句ヲ問ス

參議正四位臣板垣退助

謹而奏ス、臣猥リニ不才ヲ以テ陛下ノ寵眷ヲ辱フシ、維新ノ際、會テ微

(中略)

退助感激弊勞ノ至リニ勝ヘス

明治八年十月十三日

⑫

上古吉備之三国、三ツニ分、備中・備前・備後之三ヶ国ニ相成、右備中国ヨリ往古

禁裏ヘ大嘗会ノ貢ヲ捧候、依之大嘗会之歌多ク、名所・古蹟モ又多ク御座候、近世中津井ト申処ヨリ室鳩巢先生出ラレ、鴨方ト申所ニ西山拙齋先生ト申徳厚ノ人有之、既ニ白川侯御執政之頃可被召出、御内意モ御座候処、堅ク御辞退申上候程ノ隠君子ニ御座候、又備前ニハ熊沢蕃山先生ノ後、湯浅常山先生杯高名之博学御座候テ、国学、郷学ニ館ヲ建ラレ、

國中ニ聖賢ノ道ヲ学ハセ申候、備後ニモ近来茶山先生ト申高名ノ人御座候、右孰レモ天下ニ知ラレ候処ノ大儒ニ御座候、備中国松山ニ板倉侯之居城御座候得共、北奥偏鄙ニ御座候得ハ、先倉敷ヲ第一之市会ト仕、國中ノ人氣自ツカラ倉敷ヲ見習候様ニテ、其他隣駅ニテモ無之、湊ニテモ無御座候得共、土地富饒ニ御座候テ、自然恒ノ産ニモ不之候故、善人間々有之、又悪儻モ不少、中ニハ奸曲邪計ニ長シ候モノ出候事モ有之、併一休伊伶侗之人氣故、児童・女子迄モ大凡善惡邪正ヲ弁別仕、尊長ヘ対シ、甚礼義ヲ失候様ノ事ハ先ツハ無之、夫々ニハ又県令并属官ノ良汚曲直江モ細カニ目ヲ付ケ、汚曲ナレハ表面ハ尊敬仕候得共、竊ニ其非ヲ議シ、良直ナレハ又甚悦腹仕、窃ニ生祠ヲモ建候程ニ倣慕仕候風俗ニテ、身元相応ノ者ハ学問ヲ心掛、鰥寡孤獨ノ究民ヲ憐ミ扶助仕、且去ル明和ノ頃義倉ト唱、銘々志ノ厚薄ニ随ヒ出表ヲイタシ、右貸付利潤ヲ以荒凶夫食ノ備ニイタシ、或ハ村内窮民江施シ、五七年前迄ハ素朴ヲ尊ヒ候由ノ処、安永ノ頃県令万年君専ラ奢侈ヲ被好、夫ヨリ風俗一変仕、争訟頻リニ起リ、大草君ニ相成甚敷一村二党ニ分レ、銘々江戸表ノ御吟味ニ相成、出入数年ニ及ヒ、一旦濟方ニハ相成候得共、兎角一和ノ場合ニハ至リ兼候処、古橋君御支配ニ相成深ク御考有之、学問所ヲ御陣屋ノ側ニ經營被致度趣、志厚者拾余人ヘ御諭御座候処、一同限りナク相歎ヒ、身元相応ノ者ニ随ヒ、右入用并備金等差出、数ヶ月計ノ内学館其外塾舎等出来、行状正敷講師ヲ撰、館中ヘ致招待置、朔望ニ白鹿洞掲示ヲ講、二七日ニ小学、三八ニ四書等ヲ講スル事ヲ相定、村内郡中ノ者共、農業ノ間ニハ此館ニ相集リ、県令并属官一同出席、僧、医、村役人、小前等夫々次席ヲ立、聴聞仕、右様数年無懈怠御支配モ厚ク御世話有之候処、積年争訟ノ意味合モ自然ニ氷解仕、各村全ク平穩ニ相治リ、御陣屋之右様故、郡中一範風靡イタシ候事ニ御座候、古橋君其末ヲ捨ラレ、能ク其本ヲ治メラレ候、永世易カタキ良法ニテ、倉敷ノ治・不治ハ学館ノ盛衰ニ在リ、学館之盛衰ハ県令ノ良汚ニ在リ、郡中ノ治・不治ハ倉敷ノ治・不治ニ在リ

ト、仁科白谷先生ト申博識之名儒被申候ヲ承り候義ニ御座候、則教諭所
ヲ明倫館ト申候、今以相續仕居候由ニ御座候

天保 年 月 日

起草者氏名ナシ

⑮

閏年ノ略解

霞城山人

勅令第九拾号ヲ以閏年ノコトヲ定メラレタリ、曰ク神武天皇即位紀元数
ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス、但紀元年数ヨリ六百六十ヲ減シ、
百ヲ以テ整除シ得ヘキモノ、中、更ニ四ヲ以テ其商ヲ整除シ得サル年ハ
平年トスト

先其正條ヨリ略解ヲ下スヘシ、紀元数ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年
トストハ、本年ノ如ク二千五百五拾八ノ数ハ、四ヲ以テ割切レサルカ故
ニ、閏年ニ非スシテ、明後年ノ如ク二千五百六十八、四ヲ以テ除リ切レ
ヌカ故ニ、閏年トナスノ謂ニシテ、畢竟此レハ四年目ニ閏年ヲ置クコト
ニテ、何カ故ニ然ルヤ、初メ西洋ニテ地球ノ公転、即地球カ太陽ヲ一周
スル時間ヲ推歩シタルニ、三百六十五日ト四分ノ一タルコトヲ知リタレ
トモ、此四分ノ一ノ端数ハ、一日トナスヘカラス故ニ四年目ニ此端数ノ
積テ一日トナルヲ待チ、之ヲ二月ノ廿八日ニ加ヘテ廿九日トシ、閏年ト
ハ定メタル也、然ルニ其后地球公転ノ時間ハ、三百六十五日四分一ニア
ラスシテ、実ニ三百六十五日ト五時四十八分四十六秒ナルコトヲ確知シ
タレハ、前ノ如ク四年目ニ閏年ヲ置キ、一日ヲ加ヘ行クコトハ一年ニ
十一分十四秒ツ、多キニ過キ、此ノ余計ナル端数カ、百二十八年ノ間ニ
ハ又積リテ二十四時、即一日トナルヲ以テ之ヲ除カサルヘカラス、今回
ノ勅令ニ示サレタル但書ハ、則此余計ナル端数ノ積テ一日トナルヲ除ク
ノ方法ニテ、西洋ニ於テハ則四百年間ニ三回、閏年ヲ平年トスルコトト
ナシ、其年ハ則チ一世紀ノ初年ノイツモ閏年ナルヲ以テ之ヲ平年ト定メ、

其中四百ニテ除リ切レル数、例ヘバ千六百年二千年ノ如キヲ其閏年ト
スルニ定メタリ、故ニ其例ニ倣ヒ、六百六十ヲ我紀元年数ヨリ減スルハ、
残数ノ西曆数ト相同シカラシメン方法ニテ、其残額ノ百ヲ以テ整除シ得
ルモノ、中、其商ノ四ニテ整除シ能ハサルヲ平年トスルハ、要スルニ毎
世紀ノ初年ノ四百ヲ以テ整除シ能ハサルヲ平年トスル西曆ノ方法ト帰ヲ
一ニスルモノ也、即チ四百年間ニ三日ヲ除クノ方法、即百二十八年間ニ
一日ヲ除キテ、毎四年目ノ閏年ニヨリ余計ナル端数ノ積リテ一日トナル
ヲ取除クノ方便也

⑯

以急廻状申入候、然ハ来月五日五ツ時揃ニテ、御留守居衆御逢有之候ニ
付、平服着用、右剋限不遅様屯所ヘ出勤可被致候、若病氣差公口等ノ分ハ、
御断書半紙ニツ折ヘ認メ、屯所ヘ差出可申候、尤銘々手札七枚ツ、持參
致シ、且弁当用意可致候、此廻状草々順達留リヨリ飯島傳右衛門方ヘ返
却可被致候、以上

十月五日

佐藤平三郎

猶以屯所趨町壺丁目元火消御仮宅跡、當時御留守居組屯所ニ相成候事
十一月朔日夜五ツ時過到来、翌朝抹香橋組屋敷松沢八郎ヘ順達之事

用紙 向半切

一 陸軍奉行並衆

小笠原甫三郎

其御組

美濃郡代

岩田鉄三郎手附出役

上下格

逸見 金吾

右之もの、拙者手附出役ニ相願候積、歛三郎方へ及掛合候処、故障差支無之旨返書差越申候、右者其御組ニおゐて御差支無御座候哉、及御間合候、否貴報承知仕度候

卯二月

(欄外)

〔慶応四年〕

下 書面逸見金吾義、貴様手附出役江

ケ 申立候テモ差支無之候、此段及御答候

札 二月廿八日

陸軍奉行並

右三月二日、於御勘定所差出方懸り池田由次郎殿ヨリ御渡ノコト

○

以急廻状申入候、然ハ是迄陸軍奉行並組ニ候処、海軍奉行並組とも一纏ニ相成、何レモ御留守居組ニ被仰付候旨、去ル廿三日稲葉美濃守殿被仰渡候間、以来一同御留守居組与相心得可申候、右ニ付テハ御留守居衆、時々御逢モ可有之、且遂々諸芸術等一際御世話可有之候間、追々可申達候、此度組替被仰付候ニ付、逐テ相達候迄御請等罷出候ニ不及候、此廻状草々順達留リヨリ返却可致候、以上

卯十月

柴田 勇吉

諏訪部虎五郎

佐藤平三郎

村上鐸五郎

猶以諸書物肩書等、御留守居組何之誰与相認可申候

卯十月御留守居被

仰付候衆

陸引受

井上備後守

海引受

小出大和守

右八十月廿二日飯島傳右衛門来り達ス

○

手附出役奉願候書付

陸軍奉行並組

美濃郡代

岩田歛三郎手附出役

上下格

逸見 金吾

高式拾俵式人扶持

右金吾義、去寅ヨリ来ル午迄五ヶ年之間、手付出役被仰付、歛三郎方相勤罷在候処、此度貫請之義、同人方并陸軍奉行並組方へ及懸合候処、差支無之旨返書差越候間、私手附出役被仰付候様仕度奉存候、尤手当之義ハ、私へ被下置候、諸入用之内ヲ以、相応相渡候様可仕候、依之奉願候、以上

卯三月

五日進達之ヨシ、高橋三藏ヨリ承ル、懸り石川新次郎殿ノ事

芸術書付

高式拾俵式人扶持

逸見 金吾

芸術書付

大坪本流

一、馬術

安政二卯年六月入門仕候

鎌宝藏院流

一、鎗術

右同断

加納但馬守馬役

吉田龍太郎門弟

元新御番

安藤惣兵衛 死門弟

北辰一刀流

一、劍術

安政元寅年正月入門仕候

御材木石奉行組同心
講武所劍術世話心得

上野正三郎門弟

新御番

諏訪部龍藏門弟

一、水泳

安政二卯年六月入門仕候

大御番組

左近弟

大岡権四郎門弟

朱子学

一、学問

嘉永四亥年入門仕、安政元寅年十月素読吟味受申候

関流

小普請組

鵜飼邦五郎門弟

一、算術

右同断

小普請方出役

関 三之助門弟

栗田口御家流

一、手跡

嘉永元申年六月入門仕候

右之通御座候、以上

丑六月

逸見 金吾

○

私儀、是迄東京第六大区八小区本所若宮町廿七番地ニ寄留罷在候処、今般同区同小区馬場町拾番地へ移転仕候、依之此段御届申上候也

静岡県貫族士族

和歌山県小属

逸見 知毅

静岡県

出張所

御中

⑰

県治官員規則

官員

令、権令之内

参事、権参事 便宜置之、不過一人

典事、権典事

大属

権大属

少属

権少属

史生

県掌

判任官合三拾人

右式拾万石ノ目安

官員ヲ定ムル二十一万石ヨリ四拾萬石迄ハ、万石ニ壹人ヲ増ス、四十壹

万石以上ハ、都テ万石ニ付五分ヲ増シ、五十万石ノ人員、則五十五人、

六拾万石ノ六拾人トス、官員増減ハ、前文目安ニヨリ大属以下ヲ以テ定

ムヘシ

⑱

○

十月十八日御布告

従前之養老扶持、当辛未十二月限り被廢、更ニ来壬申年ヨリ為祝寿

八十八歳、百歳ノ者へ左之通下賜候事

金五兩

金拾兩

○

和歌山錢相場之定

八十八歳

百歳

一、錢拾壹貫五百八拾文
一、銀貳百八拾九匁五分

右ハ去未七月十四日相場ニテ、同日ヨリ相場相立候義、決テ不相成旨御
布令有之候事

大阪表モ七月十四日止、相場十一貫五百八拾文ノ由也

②〇

○
寄留人名御届

静岡県貫属士族

和歌山県少属

逸見 知毅

明治六年二月

三十三年十ヶ月

妻 タマ

二十七年十ヶ月

長男

逸見金太郎

一年五ヶ月

長女 長

八年七ヶ月

二女 栄

五年五ヶ月

婢

ハ マ

十七年十ヶ月

明治六年四月

第六大区小八ノ区

本所区若宮町廿七番地

逸見 知毅

(欄外)

「用紙ミノ紙三通

外ニ

区務所控一通」

家督相続願

静岡県第一大区七小区原籍

東京府第六大区七小区本所緑町二丁目拾一番地寄留

静岡県士族亡進勇長男

木村 均

明治十一年五月一年五ヶ月

右実父進勇病死仕候ニ付、家督相続之義、私へ被 仰付度、此段奉願候

也

右

明治十一年五月廿日

木村 均

東京府第一大区一小区青山北町二丁目八十四番地寄留

静岡県士族

亡進勇姉婿 宇田川幸重

同府本所区本所緑町三丁目拾五番地

東京府士族

亡進勇従弟 村上 知影

戸長

(ママ)

右之通相違無之候也

入間県管轄武州新座郡
農藤宮卯之吉長女

東京府知事楠本正隆殿

右之通戸長奥印ヲ請ヒ、為願候上、本籍へハ以写右之趣相届候テ可然哉、揮テ御指揮可被降候也

第五大区五小区

浅草北富坂町拾二番地

高田泰助

右泰介ハ進勇妻れん実兄也、下総 大岡兵庫頭藩士也

盗難届

昨十六日夜午后十二字頃、居宅入口ニ当り怪敷致物音候ニ付、立出候処、メリ有之候、右入口雨戸并格子戸共取外シ有之、家内及熟視候処、下婢はま所持之葛籠蓋取除ケ有之、同人為立会相改候得共、紛失品不見見見^(マ)段申聞候義之処、至今朝再応相改候へハ、右入口之間へ差置候、右下婢処持之木綿紺白縦縞、古継之羽織一枚致紛失候段、申聞候、依之此段御届申上候也

第一大区八小区

本所若宮丁廿七番ち寄留

静岡県貫属士族

逸見 知毅

明治六年十一月十七日

第六大区

警視出張署御中

貫属換

転籍請求書

静岡県静岡区西草深町士族

逸見 知毅

天保十年五月廿八日生

妻 タマ

弘化三年五月廿一日生

長男

同 金太郎

明治四年十月二日生

三女

同 マサ

明治七年八月廿六日生

四女

同 トミ

明治十年十二月廿日生

二男

同 治雄

明治十四年三月五日生

三男

同 隆吉

明治十八年六月廿一日生

右ハ今般都合有之候間、当時寄留地東京府下本所区番場丁拾番地へ送籍御取計被下度候也

右逸見知毅、当時北海道後志国高島郡手宮炭礦

鉄道事務所在勤中ニ付留守心得

東京府下本所緑町一丁目八番ち

明治二十年四月八日

同府士族

静岡県下静岡区西草深町

戸長役場御中

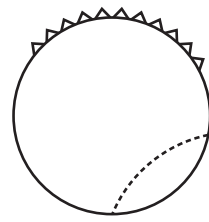
(欄外)

ハ

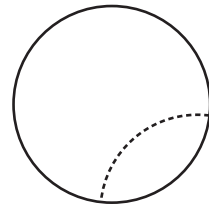
大赦色」

明治廿年八月十九日日蝕 午后二時三十五分ヨリ掛り初ム

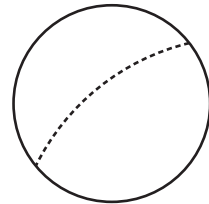
三時十分前



三時



三時十分



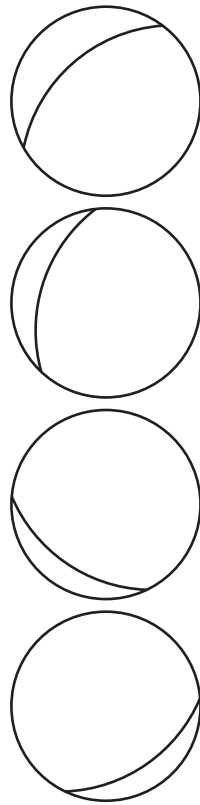
太陽藍色廻リへ水色ヲ帶フ

三時十五分

三時十五分

三時四十分

三時四十五分



三時四十五分ニシテ元掛リタル方ヨリ顕ル、元ニ服スルノ工合ハ元掛リタルトキト正反對漸々服ス

知毅長女

逸見 てふ

元治元子年八月二十四日生

右ハ今般浅草区花川戸町三拾貳番地、平民神保芳次郎方へ致配遇候、付テハ同処へ御送籍被成下度、此段奉願候也

東京本所区本所番場町拾一番地寄留

静岡県土族

明治十七年六月卅日

逸見 知毅

静岡県下水落草深町

戸長役場御中



農商務省御用係

逸見 知毅

本年六月十日管下小樽市街出火之際、罹災者為救助金弍円差出候段、奇

特ニ候事

明治十八年八月十八日

札幌県令從五位勲四等調所廣丈

右之通拝受仕候也

明治十八年十二月五日

右

逸見 知毅

札幌県令調所廣丈殿



逸見 知毅

任北海道庁属

明治十九年二月廿八日

北海道庁

右之通拝受仕候間、此段御届申上候也

明治十九年二月廿八日

炭礦鐵道事務所在勤

北海道庁属 逸見 知毅

農商務大臣子爵谷干城殿

御請書

北海道庁属 逸見 知毅

叙判任官五等

明治十九年五月十五日

北海道庁理事官正五從勲四等堀基奉

右謹而御受仕候也

明治十九年五月二十七日

北海道庁長官岩村通俊殿

○

北海道炭礦鉄道事務所在勤罷在候処、去四月三十日非職被命候二付、帰京仕候間、此段御届申上候也

明治廿年五月十八日

本所区長太田実殿

証

一、金拾壹円六拾六錢七厘
右正二請取候也

明治廿一年五月分

非職俸給

本所区番場町拾壹番地

北海道庁判任五等

非職属逸見知毅代理

同人長男

明治廿一年五月十九日

東京府知事男爵高崎五六殿

逸見金太郎

用紙半紙

印鑑御届

退隠并家督相続届

本所区番場町拾壹番地

士族 逸見 知毅

印 士族 逸見金太郎

鑑 明治四年十月二日生

長男

天保十年五月二十八日生

逸見金太郎

明治四年十月二日生

右者是迄私義、家督相続罷在候処、家事向都合上モ有之候二付、今般親戚協議之上、私義ハ退隠イタシ、跡相続之義ハ前記長男金太郎ヲ以テ家督為致候間、親戚連署ニテ此段及御届候也

明治七年九月 日

北海道庁

非職属逸見 知毅

右

逸見 知毅

本人

逸見金太郎

親戚

本所区外手町三十八番地

村上 知充

親戚

差配人

大野忠太郎

東京市本所区長飯島保篤殿

本所区番場町拾壹番地

士族逸見知毅長男

逸見金太郎

一寸六分
印
鑑

本所区番場町十一番地
士族逸見金太郎

明治四年十月二日生

明治四年十月二日生

豎九寸五分

右者今回印鑑新調為致候間、本日ヨリ相用別紙印鑑短冊壹葉相添此段及御届候也

明治廿七年九月 日

右

逸見金太郎 ○

戸主父

逸見 知毅 ○

東京市本所区長飯島保篤殿

①9

忌服御届

私兄東京府士族斧次郎父隠居川上謙一郎義、久々病氣之処薬石無効、昨十五日午前十一時十分致死去候間、定式之忌服請申候間、此段御届申上候也

明治廿七年七月十六日

逸見 知毅

社長佐久間精一殿

忌 二十日

明治廿七年七月十五日ヨリ

同八月三日マテ

服 九十日

前同日ヨリ

同十月十二日マテ

右之通ニ有之候也

廿七年七月十六日

逸見 知毅

②1

(欄外)

「用紙ミノ紙」

明治一年御維新ノ際ヨリ、本所区緑町三丁目四拾九番地実兄村上知彰方同居、明治五年二月廿一日本所若宮町廿七番地へ全戸寄留、同七年一月二十五日本所番場町拾壹番地へ寄留換

本所区本所北番場町拾壹番地寄留

静岡県下駿河国安倍郡草深村原籍士族

実父村上温知三男

養父逸見英之輔

逸見 知毅

天保十年五月廿八日生

妻 タマ

弘化三年五月二十一日生

長男逸見金太郎

明治四年十月二日生

長女 テウ

元治元年八月廿四日生

二女 エイ

慶応三年十月十九日生

三女 マサ

明治七年八月廿六日生

四女 トミ

明治十年十二月卅日生

寺 牛込区牛込早稲田町拾六番地

禅宗 宗清寺

右之通相違無之候也
明治十二年八月 日

本所区長設楽謙堂殿

逸見 知毅 印

一、祖母 元御廣敷添番 山本軍次死 娘死
一、父 美濃郡代岩田鋏三郎手附進物取次上番格 村上金左衛門 村上金左衛門
一、母 元御賄頭支配調吟味方下役 木村九郎兵衛死娘 村上金左衛門
私父村上金左衛門伴 村上 由郎

本所区本所番場町拾壹番地寄留

静岡県士族逸見知毅方寄留

千葉県下下総国多武郡長南宿

一、兄 美濃郡代岩田鋏三郎手附 当分出役御普請役格 右同人二男
一、兄 御持筒頭内藤若狭守組同心 川上謙一郎

商 田村善四郎妹

一、姉 御作事方書役出役 御普請役格 川上謙一郎
〔一人房死〕
〔一人ハ島田ヨシ也〕 父金左衛門手前ニ罷在候 式 人

明治十二年八月一日ヨリ来明治十三年

田村 タツ

万延元年十月十七日生

一、甥 美濃郡代岩田鋏三郎手附当分出役 御雇御普請役格 私兄村上由郎伴 村上勝太郎

右之通相違無御座候也

右備主

逸見 知毅 印

一、甥 〔金太郎及逢ノ兄死〕 右同人二男 村上礼次郎

明治十二年八月 日

本所区長設楽謙堂殿

親類書

美濃郡代

岩田鋏三郎手附

進物取次上番格

金左衛門三男

村上 金吾

亥歳二十五

一、姪 〔薄井サダ、中村タメ、大工原 ツネ、和田フジ、根津クラ也、外一 人高ソデ死ス〕 祖父金左衛門手前罷在候 右同人娘 五人
私姉死聳白石忠太夫惣領 白石 吉郎

父 方

一、祖父 元御腰物同心

村上金左衛門死

一、甥 〔上州新町駅二居ル〕 〔頭注〕 父忠太夫手前罷在候 私兄川上謙一郎伴 川上繁太郎

山本新八郎死弟

一、甥

川上斧次郎

一、姪
〔（頭注）信州小諸ニアリ、母ヲ養ヘリ〕

父謙一郎手前罷在候

一、從弟女
実成院様御右筆

右同人死娘

右同人娘

壹人

一、從弟女
〔（頭注）カウト云ヒシカ死ス〕

右同人死娘

かさ

母方

右同断

右同人死娘

兄忠太夫手前罷在候

一、祖父
元御賄頭支配調吟味方下役

木村九郎兵衛死

右之外親類無御座候以上

一、祖母
武州忍領百姓

勘藏死娘死

文久三亥年九月

村上金吾

一、叔母

私祖父木村九郎兵衛死娘

壹人

実父村上金左衛門親類書左二掲ク

一、從弟
御賄支配調吟味方手附

私祖父木村作之助死悴

美濃郡代

一、從弟

私祖父木村卯之吉死悴

岩田鉄三郎手附

一、從弟

私祖父木村卯之吉死悴

進物取次上番格

一、從弟

木村次郎吉

高三拾俵式人扶持

村上金左衛門

一、從弟

右同人死娘

本国

寅歳七十才

一、從弟

木村鉄次郎

生国共武藏

村上金左衛門

一、從弟

弟鉄次郎手前罷在候

三丁目岩田鉄三郎屋敷ノ内住宅仕候

父之実方

一、祖父
元御普請役

白石忠太夫死

文恭院様御代、養父金左衛門御腰物方同心相勤罷在候節、男子無御座候

一、祖母
元御書院番頭

河邊清左衛門死娘死

二付、養子奉願候処、文化八未年四月廿二日願之通、曾根内膳申渡、

一、從弟
森川下総守家来

私叔父白石重太夫死惣領

同年十一月八日從部屋住、御腰物方同心見習被 仰付候旨同人申渡、

一、從弟

白石忠太夫

同十二年十月廿二日養父金左衛門跡御腰物方同心御抱入被 仰付候

一、從弟

右同人死次男

旨、植村駿河殿以御書付被仰渡候段曾根内膳申渡、同年十二月廿日書

一、從弟

白石胎之丞

役定助可相勤旨明楽八郎右衛門申渡、同十三年九月朔日書役助切可

一、從弟

父忠太夫手前罷在候

相勤旨同人申渡、文政九戌年十二月十二日書役可相勤旨柴村源左衛門

一、從弟

父忠太夫手前罷在候

申渡、天保四巳年八月十五日諸国惣御国高取調中書物御用出役被 仰

殿以御書付被仰渡候段、新村登八郎申渡、同六未年六月十七日御国絵
図取調中は迄之通引続書物御用可相勤旨、明楽飛驒守申渡

一、娘

私手前罷在候
式人

慎徳院様御代、天保八酉年十二月廿六日持高持格二而、御代官岩田鋏三

一、孫

私手前罷在候
私悴村上由郎悴

郎手附当分出役被仰付候旨、林肥後守殿以御書付被仰渡候段、新村登

ミノ郡代岩田鋏三郎手附当分出役

村上勝太郎

八郎申渡、同十四卯年六月十八日岩田鋏三郎手附被仰付候旨、本庄伊

一、孫女

右同人娘

勢守殿以御書付被仰渡候段、小倉十兵衛申渡、弘化元辰年十二月廿四

一、孫

五人

日出精相勤候二付、取来御宛行之俣御普請役格被仰付候旨、堀大和守

一、孫

私手前罷在候

殿御伺之上御勘定奉行松平四郎申渡候段、岡田利喜次郎申渡

一、孫

私次男川上謙一郎

当御代、嘉永四亥年正月廿四日、岩田鋏三郎義美濃郡代被仰付、引続同

一、孫

川上繁太郎

人手附罷成、文久三亥年八月十五日数年出精相勤候二付、進物取次上番

一、孫

右同人二男

格被仰付候段、板倉周防守殿被仰渡候段、焼火之間於御廊下竹内下野守

一、孫

川上斧次郎

申渡、当亥年迄御奉公五拾三ヶ年相勤罷在候

一、孫

父謙一郎手前罷在候

親類書

養父方

一、祖父 元西丸御小性組森川下総守組組頭

養母方

青木小左衛門家来

村上金右衛門死

一、祖父 元御廣敷添番

山本新八郎死弟

一、祖母 上州新田郡市野井村百姓

吉田五郎右衛門死娘死

一、祖母 元御廣敷添番

山本軍司死

一、父 元御腰物方同心

村上金左衛門死

一、祖母 元御先手御弓頭

一、母 元御廣敷添番 (頭註) 〔北山先生〕新八郎

山本新八郎死弟

安藤弾正粥組同心

吉田半内死娘死

山本軍司死娘死

実父方

一、妻 御賄頭支配調吟味方下役

木村九郎兵衛死娘

一、祖父 元御持筒頭

一、悴 美濃郡代岩田鋏三郎手附

村上由郎

一、祖母 御当地町医師

白石忠左衛門死

当分出役御普請役格

村上由郎

一、父 御普請役

松本勝庵死娘死

一、次男 御持筒頭内藤若狭守組同心

村上謙一郎

一、母 元御書院番頭

白石忠大夫死

御作事方書役出役

村上金吾

森川下総守家来

河邊清左衛門死娘死

一、三男

一、繼母 元小普請組

富田中務組

川上仙左衛門死娘死

一、甥 御徒頭過人

御用出役頭取締

兄白石十太夫死実子惣領

白石忠太夫

一、甥 〔^(頭註)実ハ川上謙一郎ノコト也〕

右同人死次男

白石胎之丞

一、姪 実成院様御右筆

右同人死娘

兄忠太夫手前罷在候

右同人死娘

か さ

一、姪

右同人死娘

壱 人

兄忠太夫手前罷在候

私娘死聳白石忠太夫実子惣領

白石 吉郎

一、孫女 〔^(頭註)ミネ 田中ノ妻

フジ 犬塚妻

一、祖母 御当地浪人

セイ 野田妻

文久三亥年九月

②②

明治十一年太政官第四拾貳号御頒布之御趣旨ヲ遵法シ、同年大藏省乙第

五拾五号御布達模本ニ基キ、諸簿記改正ニ付テハ、昨十二年六月中大藏

省へ協議記入ノ方法等面授ヲ請ケ、已ニ今日ニ運ヒ候処、中ニハ未タ其

便方ナルヲ了セス、却テ旧慣ニ泥ミ、迅速ノ手数ヲ煩シ、不知々々其良

法ニ悖ルモノ不少ヨリ、本年度ノ如キ種々混雜ヲ来シ、計算表ノ編製随

テ相遅ル、ニ至ル、因テ十三年度則七月一日ヨリ計算順序及出納区別御

改正相成度、左ニ陳述仕候

十三年度諸帳簿改正ニ付テハ、為替貯金及現金需用品共其受払ハ、総テ

會計課計算係ノ所管トシ、仮令貿易勘定ノ報告ニ至ル迄本係へ蒐集計算

シ、バランスヲ造リ上申ス、然ルトキハ、従前三課ニ分離出納致シ居候

金庫ヲ、本課出納掛ノ一手トナシ、是迄擔当者ハ、本課ノ出張員トナシ、

各課共本課現金受払簿ニ属スル明細簿ヲ以テ、出納ノ記入ヲナサシメ、

各金種類口訳簿ヲ備ヘ置キ、毎日出納ノ切后、明了区分記入、前日残額

ト差引一覽表ヲ作り、之ヲ添テ差出サシム、本課ハ此ノ三係ノ提出セル

帳簿正当証標ニヨリ記帳ヲ了シ、「バランス」ヲ作り、一方ニハ帳簿証

票ニヨリ現金ヲ照査シテ計算ヲ了ルヘシ、尤諸帳簿名及記入順序ハ、既

ニ取調上申致置候間、爰ニ相略申候

也

明治十三年四月廿三日

逸見 知毅

駅通総官前島密殿

②③

〔欄外〕

〔用紙駿河紙〕

民部省

逸見駅通少令史

私儀受領屋敷無御座候ニ付、本所緑町三丁目村上租税大佑拜借地之内借

地住宅罷在候処、今般家作新築仕度候間、本所石原弁天小路内藤庫太郎

24

一札之事

番場		車
北	向ヒノ横丁俚俗蛇横町	田中駒通權大佑 拜借地
番場町		元徳川新三位中将 家来内藤庫太郎上地 此三百八拾坪ノ内 二百坪余 相拝相願候分
		里徐ヌケ弁天 即願寺

御飯屋裏門通 辨天小路

木崎ノ横町	(絵図)
根来鑄太郎	上地

上地三百八拾坪之内、式百坪余拜借被仰付度、依之麓絵図面相添此段奉願候、以上
午正月
右之通願出候間、申上候以上
逸見駒通少令史
成田駒通權頭

25

申渡

山下八十八殿

小普請組

山口近江守組

逸見 金吾印

岩田鋏三郎手附出役

逸見 金吾

右者小笠原甫三郎手附出役被 仰付旨、御勘定奉行小栗下総守申渡候段、組頭松野三平二申渡、差引石川新次郎、甫三郎於御席請取
御月番閣老井上河内守殿ヲ始、奉行、組頭、御代官、同僚中重立及親類へ廻勤之事

私親戚市川俊介義、去子十月中田上寛藏殿御役所へ被抱入、遠州中泉御陣屋詰被 仰付罷越候二付テハ、同人身分之義貴所様御引請被下置、御同人御役所江ハ、御引請証文御差出置被下候上ハ、尚貴所様江ハ私引受状可差出旨承知仕候、右俊介義、御用金銀引負仕候歟、其外何様之義出来候共、私罷出引受、貴所様江御迷惑相掛申間敷候、依之差上置申一札如件
慶応元丑年六月

慶応三丁卯年三月廿五日

飯原祐左衛門

望月 惣藏

小笠原甫三郎役所

右者御人減二付、書面之者共勤差免、勤仕並小普請入、尤出役者出役差免、見習ハ見習差免候様綾雄殿被仰渡候、依之申渡候

高橋 三藏

柴田喜一郎

加藤 泰助

元御手附共之内、未夕元身分ニテ有之候者ハ、明后廿五日迄二名前書差出可有之事

六月廿三日

御勘定所

佐々井半十郎様
大竹左馬太郎様

石川壮次郎
小沢金五郎

以手紙致啓上候、然者貴様方御手附其外とも、別紙之通昨廿二日平岡四郎申渡候間、右書面差進申候、夫々へ御達有之候様此段得貴意度、如斯御座候、以上

辰六月廿三日

追テ書面之内、兼テ 朝臣相願候者ハ其筋へ相達置候事

武藤 林介

望月敬次郎

桑山 時藏

奈 順之助

岡本甲太郎

吉田僖平次

木村 械藏

青木新次郎

逸見 金吾

福井柳右衛門

中川 慮平

以一紙致啓上候、然者一昨廿三日手附之者差免、小普請入被 仰付候旨、別紙之通被仰渡候旨及御通達候様、甫三郎申聞候、委細ハ別紙差進候写ニテ御承知、一紙勿々御順達留りより御返却可被成候、以上

辰六月廿五日

逸見 金吾様

外六名宛

逸見金吾様

高橋三藏

青木新次郎

加藤 泰助

柴田喜一郎

高橋 三藏

以手紙致啓上候、然者御代官義、昨十七日御役御免勤仕並寄合被 仰付候二付、別紙御達書写差進申候、委細右ニテ御承知可被成候、右可得御意如斯御座候、以上

辰六月廿八日

御勘定頭江

②6

覚

郡代、御代官者、以来御廢止相成候間、可被得其意候事

手附身分之義、此節之模様ニ付、元ノ進退ト申ニモ不致候、先是迄之通相心得候様御評儀之上御沙汰有之候事

辰六月

小笠原甫三郎役所

一紙

剋付

高橋 三藏

青木新次郎

役宅へ御差出可被成候、一紙早々御順達留リヨリ御返却可被成候、以上
辰六月八日巳中剋

青木新次郎

加藤 泰助

柴田僖一郎

高橋 三藏

逸見 金吾様

今井田安太郎様

岡本甲太郎様

追而剋付ヲ以テ御順達可被成候、以上

今般手附出役、当分出役之分、民政裁判所へ勤仕被仰付候間、致御請候哉、御免相願候哉、兩条之内印封ヲ以テ可申上旨御達之趣承知仕候、右者勤仕御免奉願度奉存候、依之此段奉申上候、以上

辰五月

逸見 金吾 印

（欄外）

「御留守居江出ス

半紙綴綴」

被仰渡之義ニ付申上候書付

御留守居組

御代官

小笠原甫三郎手附出役

上下格

逸見 金吾

六月七日

以一紙致啓上候、然者諸向ヨリ御手附出役、当分出役之分、民政裁判所へ勤仕被仰付、御請致シ候哉、御免相願候哉、兩条之内印封ヲ以明八日中ニ左馬太郎御役宅へ致持参候様、御達可被成候、且別紙名前書上江御譜代御抱之訳御認入、御返却可被成候、一紙剋付ヲ以、御順達留ヨリ御返却可被成候、以上

大竹左馬太郎

松村 忠四郎

佐々井半十郎

以手紙致啓上候、然者別紙之通御三分方ヨリ御廻状到来ニ付、則写御廻シ申候、委細右ニテ御承知、今日中ニ御印封ヲ以テ、大竹左馬太郎殿御

逸見 金吾殿

佐藤平三郎

辰年三十歳

御用之義有之間、明四日四ツ時以前、服紗、小袖、麻上下着用、西丸江可被罷出候、若病氣差合等候ハ、名代差出候様可申渡旨只今從近江守殿申来候間、此段相達候以上

十月三日

猶以明日登

城被致候段、以印紙御請書只今廻し、近江守殿并拙宅へ可被差出候、若名代被差出候ハ、名代之者姓名共相添へ、可被差出候、以上

(欄外)

「用紙貼り入半切

前封」

「元治元子年」

御剪紙奉拜見候、然者明四日四ツ時以前、服紗、小袖、麻上下着用、西丸へ罷出候様、只今両御頭江為御請可罷出旨、御達之趣奉畏候、然ル処今朝ヨリ不快ニテ寒熱頭痛強ク、登城仕兼候間、為名代御組中井傳五郎差出候心得ニ御座候、此段為御請奉申上候、以上

十月三日

逸見 金吾 印

佐 平三郎殿

一、高式拾俵式人扶持

御留守居組

御代官

小笠原甫三郎手附出役

上下格

逸見 金吾

今般御領知高相定候ニ付テハ、多人数之御家来御扶助御行届難被成候間、不便至極ニハ被思召候得共、無御抛御切米、御扶持方、御役金等都而当六月分ヨリ被遊御渡兼候間、銘々進退之儀勘弁仕、朝臣奉願候共、御暇奉願候共、決着仕可奉申上旨、微細御口達之趣奉得其意候、然ル処王政復古御一新之折柄ニ付、無智短才之私朝廷ニ御奉公仕候義者難及、微力義ニ付不奉願、御当家於テハ偏ニ御憐愍ヲ以、是迄被召仕莫大之蒙御恩沢居、然シテ当今之御場合ニ立至候次第ニ付、仮令暫クハ御宛行向御渡無御座候共、如何様ニモ仕取続方出来候限りハ、是迄之通御奉公仕聊タリ共奉報御高恩度奉存候、依之此段奉願候以上

辰六月九日

御達書到来十日朝病氣ニ付、合組ノ者

五十嵐乙次郎ヲ以テ進達ス

②7

自分儀増田作右衛門、元ノ手附宇佐美郷一以媒介、文久三亥年八月晦日逸見家江引移、戸田民部組之節養子願差出、同年十二月廿二日小普請組松平備後守組ニ成、元治元子年九月十五日山口近江守組ニ成、慶応二寅年四月廿六日藪益次郎組ニ成、同年六月廿六日御普請役替リニ成、七月三日発足、上阪留守中八月二日陸軍奉行並組ニ成、同年十月六日帰着、同三卯年二月十五日御普請役代り御免ニ相成、岩田へ戻ル、同年三月廿五日小笠原甫三郎手附出役ニ成、同四辰年六月二十三日手附出役御免ニ成、同年九月廿六日暇ニ相成候事

嘉永六丑年七月廿二日 俊徳院様御他界

安政五午年八月八日 温恭院様御他界

慶応二寅年八月廿日 昭徳院様御他界

○

嘉永七寅年十二月五日改元 安政卜成

安政七申年閏三月朔日改元 万延卜成

万延二酉年二月廿八日改元 文久卜成

文久四子年三月朔日改元 元治卜成

元治二丑年四月十八日改元 慶応卜成

慶応四辰年 改元 明治卜成

○

由緒書

紋所花菱

高式拾俵式人扶持 本国甲斐

生国武蔵

陸軍奉行並組

御代官

小笠原甫三郎手附出役

上下格

逸見 金吾

卯二十九才

拝領屋敷無御座、当時浅草三筋町西丁元御書院番組与力、

当時陸軍奉行並組今井安三郎大繩拝領屋敷之内借地住宅仕候

私儀

温恭院様御代、嘉永七寅年十月廿五日実家美濃郡代岩田鉄三郎手附村上

新左衛門手前二罷在候、節於学問所素読御吟味相濟、同年十一月廿七

日為御褒美銀子被下置、猶出精可致旨遠藤但馬守殿以御書付被仰渡候

段、於同処林大学頭鵜殿民部少輔列席二而申渡、其後文久四子年二月

朔日養父英之輔小普請組松平備後守組之節、病氣差重候処、男子無御

座候二付、続者無御座候得共、急養子仕度段奉願置、元治元子年七月

十二日病死仕、同年九月十五日山口近江守組罷成、同年十月四日養父

奉願置候通、跡式無相違私江被下置候旨、於躑躅間松平伯耆守殿被仰

渡、養父時小普請組同人組罷成、其後段々頭替、慶応二寅年四月廿五

日藪益次郎組罷成、同日美濃郡代岩田鉄三郎手附出役、来ル午迄相

勤候様可申渡旨、松平周防守殿被仰渡候段、頭同人申渡、同年六月廿

六日松平周防守殿江伺之上、御人撰ヲ以テ

御進発増御供、御普請役代り被仰付候旨、御勘定奉行小笠原撰津守申

渡候段、御代官大竹左馬太郎申渡、同七月三日上阪仕御用相勤、同八

月二日藪益次郎御役御免二付、同四日陸軍奉行並組被仰付候旨、井上

河内守殿被仰渡候段、神保佐渡守申渡、同九月十一日御尊骸御軍艦二

而江戸表江被為成候二付、中山道筋陸路御供之面々、人馬差配、宿方

御取締御用相勤、同十月九日帰府仕、慶応三卯年二月十五日御普請役

代り御免相成、同年三月廿五日御代官小笠原甫三郎手附出役被仰付候

旨、井上河内守殿被仰渡候段、御勘定奉行小栗下総守申渡候旨、同組

頭松野三平二申渡、当卯年マテ式ケ年相勤罷在候

文久三亥年七月宇佐美郷一紹介ヲ以テ、八月廿四日夕逸見家へ兄由郎同

道、養母及田中三郎二面会、同月晦日内引移り、同九月中養父英之輔手

附出役御免相願、同十月三十日願之通出役御免、右為名代福田所左衛門

手附松本謹二差出、宮田管太郎申渡候旨申来候二付、翌日松本謹二へ松

魚節料金百疋持参ス、同十一月急養子奉願置、翌子年七月廿五日養父病

死(実ハ前年一月四日死去ノコト)、同日ヨリ忌服請、九月十五日忌明

御届二松平備後守へ罷出候処、同人義同日御役替、山口近江守組二成、

同十月三日被召、翌四日跡式被下置候旨、松平伯耆守殿被仰渡、差引小

普請組小田切愛之助名代中井傳五郎差出シ、為挨拶金式百疋贈ル、同月

十日病氣全快出勤、御頭并世話役へ廻勤、同十一月親類共へ廻勤濟、同

十一月中岩田鉄三郎手附出役奉願、慶応二寅年四月廿六日藪益次郎組之

節（此人昨日小普請組被仰付候コト）、願之通被仰付候段頭同人申渡、飯島傳右衛門差引、直様同人同道、御殿へ参り、石川新二郎へ被引渡、御代官名代へ更ニ引渡サル、退出掛廻勤、同年六月廿六日御普請役代り被仰付、七月三日江戸出立、九月十一日大坂発足、十月九日江戸着（実ハ六日着）同三卯年三月廿五日小笠原甫三郎手附出役被仰付候、同四年六月十七日同人義御代官廢止相成、身分之義ハ用人組勤仕並与相唱ルコトニ相成、自然手附出役消滅、尤此時諸会事一同廢止、同年九月廿六日自分幕藩暇相成申候

道中中仙道木曾馬籠於テ、同僚児玉愛之助発狂、頻り抜刀ス、因テ支フルモノナシ、無余儀自分引請、無事江戸へ召連帰ル

大坂ニテ脚氣ヲ病ミ難儀、岡敬庵之治療ヲ請ケ、全快ス

村上知充ハ、大坂ニ於テ眼病平臥、其後少々快氣、自分宿駅御取締、帰ニ付懸ケ、内情申立召連帰ル

田中三太郎ハ、十一月初旬帰府ス

自分義安政四巳年（十九才ノトキ）河野銚三与唱へ岩田役所ニ見習、相病翌午年出役ニ、申年ニ手代ニ相成、度々笠松へ出張、又ハ和宮様御通行之節、中山道宿駅御取締相勤、文久三亥年逸見へ行ニ付手代ヲ辞ス

明治十一年駅通局人名調控

前島密 真中忠直 塚原周造

一等属

根立栄 五島孝繼

二等属

橋本義路 萩原友賢 田中冬房 芳賀可傳

三等属

大野省内

四等属

小杉雅三 郡司盛尚

五等属

柳原豊 相川尚清 小尾輔明 相原直方

六等属

吉田政之丞

七等属

橘恭平

八等属

鈴木道高 高岩元弘 江川恒徳 川村直温 杉浦良能 宮沢政平 望

月武俊 秋山敏樹 川島董威 中野重遠 本門邦次 敷山茂 上村三省

杉浦正修 藤田龔三 戒能好幸 鈴木至政 小林戸五郎 加藤木甕

荒川太二 小島則道 高村栄任 森山義員 長谷川時彦 朝比奈和四郎

深尾吉真 永井保興 中村旭 石井敬一郎 小島春樹 鎌原良臣 服

部喜良九 上野恭一郎 廣田光亨 外島簾治 久志本常琢 渡島豊 尻

高十五郎

九等属

谷田辺廣迪 松浦庸之助 高柳直邦 霍田範常 山田金次 山田英之

並木勝善 小堀義珍 鱸清輔 山崎周敬 沢田秀造 山口長光 松下

徳甫 原信存 尾崎直蔵 小林齐 田村興忠 吉田猪平 南大路長興

五月三十日依願免松永政愛

十等属

小池相和 上田孝信 松村則忠 白井信好 原直毅 綱取善成 加藤

寛 杉本忠敬 仁平豊次 佐藤正修 成田五郎 吉田宋太郎 吉沢耕造

斎藤幹 江藤清 國井忠雄 石井蔵之助 日比野政栖 篠原方刑 柴

田知行 松本傳十郎 堀委介 川北一郎

等外一等

岡田久晴 村上有鄰 堀田錦藏 若林栄 古谷兵助 大久保敏太郎

坂野八十次 角田惟孝 市河振一 吉田昇一 池田欽之助 齊藤左武

松井永世 玉井高尚 速水忠道 堀江利三 武田勝六 岡田長保 石井

忠吉 深沢政長 松居文質 山口正次 重田甲保 桜井辰三郎 木村陸

一郎 栗原政信 平野春政 松田重勝 山崎尚寛 米倉惟貞 秋元延慈

荒木伴作 板倉元次郎

等外二等

柳瀬貞造 木村為太郎 木村重則 福地銀次郎 熊谷仙太郎 菅野正

業

等外三等

生駒正久 宮卷索 太田正兵衛 小川顕 小池義次 中西貞行 山中

正直 前野弘道

等外四等

三崎時伸 松本信勝 根津直樹 石井信之 桜井治三郎 戸塚信之

滝正武 飯塚昌直 大塚宗三郎 山下惟一 相川鏡之助 岡島正次 西

廣光 羽守彦次 奥井熊藏 町山啓三 高木傳次郎 萩原久徴 岡崎長

次郎 取田昌治 齊藤麻次郎 中妻光明 喜多川美利 大久保多一郎

石丸有勇

御用掛月俸八拾円

小笠原賢藏 塚本明毅

御用掛月俸六拾円

吉田省三

傭月給五拾円

海老原濟 上原七郎 益田克徳

傭月給四拾五円

牟田豊 高橋為之

傭月給貳拾五円

逸見和毅

傭月給貳拾円

林正三 片桐讓之

御用掛月給拾七円

水島尚

傭月給拾七円

田中勝郎 稲山貫政

傭月給拾五円

矢部楨藏 鈴木忍 島義一郎 鈴木和介

傭月給拾三円

内田正次 山本友之 根本正 長坂辰

傭月給拾壹円

小川券

傭月給拾円

小島正勝 福村直道 佐藤源五郎 島田武三郎 伊東蔓 増田太郎

北澤彦太郎 橋本惟精 松見耕造 下鳥芳郎 渡辺長敬○教 穂積平三

郎 石井純孝 小川軌琴 高橋義明 雨宮中平 設楽貞正 傭月給

九円五拾銭

森丈五郎

傭月給九円

前田祐章 矢野重遠

傭月給八円五拾銭

水谷與右衛門

傭月給八円

磯村成功 松岡政徳 佐々木源次 伴山甚之助 相川元之進 木村重

信 菅野宏一 山本義賢 土岐虎雄 森野忠宝 塩谷敬十郎 小栗誓

益戸光徳 佐伯直亮 小島勉 村田兼三郎 山崎頼信 海野惟恭 清水

語平 三宅正信 川村政功 稻津艾之 大野義規 土屋武一郎 長谷川
正義 小沼榮吾 川口一 國分胤憲 古孝孝治 岬邦之助 高村妙存
中柄彦衛 内藤丈之助 橋村吉之丞 中田源兵衛 町田重之 服部習
小堀富太郎 加島忠恕 水野定省 今井錦太郎 佐野守文 早川忠篤
中台昌德 鈴木德平 五月三十日九等ヨリ入 松永政愛

雇月給七円

中村良 太田力 吉川良輔 小田切政勝 鈴木之重 赤羽庄之助 松
本貫二 岡村敏行 木梨六三 香山弘 成田善勝 脇坂榮次郎 齊藤金
次郎 鈴木昌為 吉川弥吉 長野謙次郎 愛知顕一 宮崎正與 黒川節
男 小川吉房 市橋重総 山名豊忠 戸田勝礼 齊藤正文 川田八郎九
日下部委祐 長岡清次郎 横井信蔵 西川音次郎 大野邦蔵 植木小
平 平塚主次郎 五十嵐忠信 佐野格磨 細野彰善 今井好寛 山崎義
信 小沢敬義 山本源七 高木澹 岡本祐之丞 栗原尚義 吉田言氏
雇月給六円五拾銭
中谷八郎 賤機鎮隆 井上半弥 濱津義久 土屋虎孝 柴田豊啓 大
島義 鈴木益徹 吉田庫之助 梅木群主 高井三喜三 高城忠廸 今大
路孝始

雇月給六円

森岡政吉 中村董國 長尾音次郎 市川盈 柳沢敬長 中村左源太
武藤正平 松平昌信 山口銅太郎 松野重信 吉田美芳 吉岡範十郎
玉井清吉 藤村伊兵衛 角田政備 天野庸造 平賀直澄 中川昭重 坂
本正鏡 新野次亮 水沢善晴 片岡巖蔵 寺内秀治 佐藤成文 佐藤宣
直 福田清太郎 島田盛武 王鞍八十七 小野篤次郎 貴虎雅光 安達
成之 山口正友 松井芳壽 大石高德 村松義制 細谷健次 鈴木安太
郎 末木光暉 小堀孝義 飯田信平 藤井整 栗田継信 町田久太郎
神尾久清 鈴木兼三郎 間部賢遍 村松利興 伊藤宇平 永富弘道 真
田鉦蔵 稗田七三郎 小林長基 辻村長兵衛 皆川克己 山下政直 近

藤金次郎 山本重邦 山本幸四郎 神尾久長 藥師寺註三 安井三生
上田重徳 川端盈益 高桑欣一 齊藤金平 牧定光 水野惣三郎 竹田
諒一 命尾久文 清水豊光 佐々孝一郎 市原雄造 小林廣造 山本萬
吉 平石三八 瀬川孝 鈴木利有 安原周永 池田茂房 高野作之進
高畑善七 猪子久年 小菅直達 久田宗悦 野村鉄太郎 近藤銀太郎
竹中善吉 真田象久 岡本善也 松尾岩喜代 石橋敏政 石村政善 河
合民五郎 鈴木德次郎 西田耕三郎 谷川清七 三浦貞行 佐々木尚忠
平野豊忠 森川廉平

雇月給五円五拾銭

杉山勘助
高木金兵衛 立田鎗三
雇月給四円五拾銭
近藤清七 松浦義方 森田利貞 宮田直三郎 芳賀正規 鈴木高政 池
戸留吉 齊藤東五郎 立石忠良 稻葉英行 高野勝四郎 小宮山基綱

雇月給四円

林鎮一郎 菅谷為造 關忠利 後藤新 岩井音造 喜多省吾 植木壽三
青山薫 高木正綱 津田親孝 清水由太郎 八田通理 片岡榮三郎
鳥居兵輔 辻直善 三浦秀久 津田清意 木村種美 岩崎脩敬 齊藤常
蔵 小野帙之助 小林道弘 松居義質 鈴木金一郎 伊藤昌壽 矢島要
七 妻木英保 東山民治 赤井直内 正木源進 松山一三二 西岡但應
宇野永之助 藤永大造 駒塚知庸 宅原徳方 小管久太郎 青木保
久保恵習 梶與三兵衛 土居養氣 浅生丞太郎 稲垣由松 吉田健三郎
柏倉隆治 石田柏宗 小宮山直敬 高橋泰造 菊川三郎
雇月給三円
倉田信光 安藤鐸三郎
雇月給二円五拾銭

横井鑒太郎

雇日当式拾五銭

諸野昌三

日当式拾銭

山下助右衛門

雇日当拾五銭

福井芳太郎

雇日当拾銭

西村吉次郎

一級写字生 鈴木清直

二級写字生 筑都戒一郎 亀山弘衛

三級写字生 岡本坦 朝倉彥次郎 中川貢

(欄外)

「月俸九拾円 御用掛 伊東美代次」

惣計四百九拾五人 此後ニ於テ

三浦 小林改小林柳 関本 倉科 峯岸 都筑鍬郎 津川正冷 中西

山岸某 安藤某 貞柯之紹介 杉浦某潤和ノ紹介 大木哲 島田欽次郎

丸山要 等ヲ採用ス

②9

癸酉九月十七日豊後守ヨリ秋山内記ヲ以上ル、尤備後守殿御名札ヲ付、

一昨日・昨日兩度之下リ物相添上ル、同廿四日町奉行承付之通被仰渡候

(中略)

右者先達申上置候六通之内之取計ニ付申上置候、已上

西九月

根岸肥前守

永田備後守

③0

御届

(欄外)

「用紙ミノ紙」

駅通局御用掛逸見知毅

農商務省御用掛申付候事

但取扱判任ニ准シ月俸金四拾円給与候事

明治十七年十月十日

農商務省

北海道事業管理局事務取扱申付候事

同 同 炭礦鉄道事務所在勤申付候事

同 同 同

右之通拜命仕候間、此段御届申上候也

明治十七年十月十日

管理局長安田定則殿

御用掛逸見知毅

履歴書ハ十月十三日差出ス 但式夕通

出立届ハ日限決定ノ上出立前々日差出シ候積

(欄外)

「用紙半紙」

請求書

記

一、金百六円四拾銭

是ハ十七年十月十日御用掛拜命炭礦鉄道事務所在勤被命不

日出発可仕ニ付、当地ヨリ同所迄里程式百七拾七里余、此 赴任旅

費日当二十八日分一日金三円八拾錢ツ、合如此
右御渡被下度候也

炭礦鐵道事務所在勤

御用掛月給金四拾円

明治十七年十月十一日

管理局会計課御中

逸見 知毅

年月日同
右之通拜命仕候間、此段御届申上候也

本所区番場町拾壹番地寄留

静岡県土族

逸見 知毅

一、金四拾円

是八十七年十月十日御用掛拜命二付、十月分月俸

右御渡被下度候也

炭礦鐵道事務所在勤

御用掛月給金四拾円

明治十七年十月十一日

管理局

会計課御中

逸見 知毅

追伸出発日限決定候節八更二御届可仕候也

又

静岡県安倍郡

東西草深

水落町

戸長役場御中

今般非職被命候、付テハ来ル九日当手宮出發東京本所区番場町拾壹番地
へ寄留替仕候間、印鑑相添へ此段御届申上候也

明治廿年五月四日

判任五等非職属 逸見 知毅

区役所江之届

駅通局御用掛逸見知毅

農商務省御用掛申付候事

但取扱判任ニ准シ月俸金四拾円給与之事

明治十七年十月十日

北海道庁長官岩村通俊殿

明治十九年区役所へ差出候控

静岡県土族

逸見 知毅

天保十年五月生

同 たま

北海道事業管理局事務取扱申付候事

年月日同

同上 妻

炭礦鐵道事務所在勤申付候事

弘化三年五月生

長男

同 金太郎

三女

明治四年十月生
同 昌

四女

同七年八月生
同 富

二男

同十年十二月生
同 治雄

三男

明治十四年八月生
逸見 隆吉
同十八年六月生

但長女二女ハ他家へ嫁付居候ニ付除之

右之通有之候也

本所区番場町拾壹番地

明治十九年月日

逸見 知毅

本所区長伊志田友方殿

③1

（欄外）

「万延元酉年十二月和宮様京都ヨリ御下向之トキ自分笠松太田川向フ野市場へ出張」

御道筋取締方心得

今般御下向ニ付、御支配所村々御道筋取締被仰付候上者、銘々身分相慎不調法無之様相互ニ申合、御通輿前三日・後三日都合日数七日之間御用之外旅人致往來間敷、御道端左右モ同様取計、若御道脇江御通輿拜見ニ罷出候モノ有之候而者、往還取締之詮無之候間、右様之者有之候ハ、

速ニ引戻方一ト通申談、不相用候ハ、最寄御警衛屯所へ掛合、相預ケ置、追テ嚴敷吟味有之趣迄モ申聞、弥不相用候ハ、居村名前相糺右之通取計可申候、万一多人数罷出及理不尽候者有之ハ、最寄屯所江早々致注進、其段場所出役之中江可申聞事

銘々へ申付置候取締場所前後左右之相掛りへ篤ト申合見廻り場所等取極置、取締向行届候様入念可申且、御輿御間近へ拜見之者罷出候共、其節ニ至り制方ニ驅出候儀難相成候間、詰所ニ致平伏居、若詰所ヲ離レ見廻居候節、御先払之衆罷越候ハ、早々詰所へ引取致平伏居可申事
御道筋為取締罷出候者合印之儀者銘々帯之前へ挟ミ置、印之処相見へ候様可致、右者取締場所見廻居候節、永井肥前守殿家来目印ニ相成候義ニテ兼テ御同人役場へモ右合印相廻シ置候間、其段相心得ヘク事
着服之義半纏割羽織ヲ着シ木綿小紋股引脚絆切緒草鞋之事
右之外臨時之義ハ臨機取計可致事

養祖父逸見謙二郎死御代官手附出役相勤申候

養父逸見英之輔死右同断

元代官手附出役

上下席

紋所花菱

当时民部省駅通司少令史

元高式拾俵式人扶持

本国甲斐

逸見 金吾

生国武蔵

午歳三十二

宿所本所緑町三丁目村上由郎拜借地ノ内借地住宅罷在候

私義実家村上新左衛門手前罷在候節、嘉永七寅年十月廿五日於学問所素読御吟味請為褒美白銀頂戴仕、文久四子年十月四日養父英之輔家督被下置、慶応四辰年九月廿六日依願御暇相成、明治二巳年正月晦日民部官駅通司附属被仰付以下略ス
復籍願静岡藩へ差出候節相添へ出ス

右明治三庚午年二月十五日村上勝太郎ヲ以テ公用方野口次郎へ差出候
処、同人ヨリ復籍掛へ相廻候間、別段同掛へ持参不及候ニ付、預ケ置候
旨申聞候由、翌十六日同人来ル上申聞、就テハ前書明細短冊由緒書親類
書差出候様申聞候趣、是又勝太郎へ野口氏ヨリ談有之候由ニテ、同人ヨ
リ承ル、二月十九日於御役所、由緒書相認
帰宅後夜ニ入短冊相認親類書ハ村上へ突合差出置候事

覚

私義当六月中以御人撰 御進発増御供、御普請役代り被 仰付、同七
月中上阪仕、御用相勤居候処、今般

御尊骸御軍艦ニテ江戸表へ被為成候ニ付、陸路御供之向々人馬差配宿方
御取締御用被仰付、中山道通行昨九日夕道中無滞帰府仕候、依之此段御
届申上候、以上

陸軍奉行並組

美濃郡代

岩田鍬三郎手附出役

逸見 金吾 印

寅十月十日

③2

(欄外)

「用紙ミノ紙堅三ツ切」

明細短冊

養祖父逸見謙二郎死御代官手附出役相勤申候

養父逸見英之輔死右同断

元御代官手附出役

紋所花菱

上下席

元高式拾俵式人扶持 本国甲斐

当時民部省駅通司少令史

生国武蔵

逸見 金吾

午歳三十二

宿所本所緑町三丁目村上由郎拜借地之内借地住宅罷在候

私儀実家村上新左衛門手前罷在候節嘉永七寅年十月廿五日素読御吟味相
濟、同年十一月廿七日為御褒美白銀頂戴仕、元治元子年十月四日養父英
之輔跡式被下置、小普請ニ入、慶応二寅年四月廿五日美濃郡代岩田鍬三
郎手附出役被仰付、同年六月廿六日御進発増御供御普請役代り被仰付、
上坂仕同年九月十一日御尊骸御供之向々人馬差配宿方御取締御用被仰
付、同十月九日帰府仕同三卯年三月廿五日御代官小笠原甫三郎手附へ出
役替被仰付、明治元辰年六月十七日出役御免相成、同年九月廿六日御暇
被下置、同二巳年正月晦日駅通司附屬御雇被仰付、同年五月廿八日更ニ
附屬被仰付、同年八月廿八日駅通司少令史被仰付引続相勤罷在候

午二月

由緒書

元御留守居組

御代官

小笠原甫三郎手附出役

紋所花菱

上下格

元高式拾俵式人扶持 本国甲斐

当時民部省駅通司少令史

生国武蔵

逸見 金吾

午歳三十二

私儀

(欄外)

「○照徳院様御代」

温恭院様御代嘉永七寅年十月廿五日実家美濃郡代岩田鍬三郎手附村上
左衛門手前二罷在候節於学問所素読御吟味請、同年十一月廿七日為御

褒美銀子被下置、猶出精可致旨遠藤但馬守殿以御書付被仰渡断、於同所林大学頭・鶴殿民部少輔列席二而申渡、○其后文久三亥年十一月朔日養父英之輔小普請組松平備後守組之節病氣差重候処、男子無御座候二付、統者無御座候得共、急養子奉願置、元治元子年七月四日病死仕、同年九月十五日山口近江守組罷成同年十月四日養父奉願置候通、跡式無相違私江被下置候旨、於躑躅之間松平伯耆守殿被仰渡、如養父時小普請組同人組罷成、其後段々頭替、慶応二寅年四月廿五日藪益次郎組罷成、同日美濃郡代岩田鉄三郎手附出役、来ル午迄相勤候様可申渡旨、松平周防守殿被仰渡候断、頭同人申渡、同年六月廿六日松平周防守殿へ伺之上以人撰

御進発増御供御普請役替り被仰付候旨、御勘定奉行小笠原撰津守申渡候断、御代官大竹左馬太郎申渡、同年七月三日上阪仕御用相勤、同八月二日藪益次郎御役御免二付、同四日陸軍奉行並組被仰付候旨、井上河内守殿被仰渡候断、神保佐渡守申渡、同九月十一日御尊骸御軍艦二而江戸表へ被為成候二付、中山道筋陸路御供之面々人馬差配宿方御取締御用被仰付同十月九日帰府仕同三卯年二月十五日御普請役代り御免相成、同三月廿五日御代官小笠原甫三郎手附出役被仰付候旨、井上河内守殿被仰渡候断、御勘定奉行小栗下総守申渡候旨、同組頭松野三平二申渡、明治元辰年六月七日甫三郎義御役御免相成候付テハ手附出役モ同様御免相成候旨、右同人申渡、同年九月廿六日御暇被下置候二付、実方兄村上由郎方厄介相成居候処、同二巳年正月晦日会計官駒通司附屬御雇被仰付、同年五月廿八日更二附屬被仰付、同年八月廿八日駒通少令史被仰付相勤罷在候

一、養祖父

逸見謙二郎

温恭院様御代養曾祖父一太郎支配勘定相勤候節、病氣差重男子無御座候二付、弟之統ヲ以急養子奉願置嘉永七寅年三月廿八日病死仕、同年六月五日跡式被下置候旨、於躑躅間久世大和守殿被仰渡、小普請組大嶋

丹波守組罷成、同年八月廿二日御代官竹垣三右衛門手附出役来ル午迄被仰付候旨阿部伊勢守殿被仰渡候断、大島丹波守申渡、同六未年四月廿五日病氣差重男子無御座候二付、弟之統ヲ以急相統跡式奉願置、同五月五日病死仕候

一、養父

逸見英之輔

温恭院様御代養祖父謙二郎小普請組大島丹波守組より御代官北條平次郎手附出役之節病氣差重男子無御座候二付、弟之統ヲ以急相統奉願置、安政六未年五月五日病死仕、同月拾六日養父謙二郎跡式被下置候旨、於躑躅間内藤紀伊守殿被仰渡、大島丹波守組罷成同九月廿四日御代官福田所左衛門手附出役来ル亥年迄被仰付候旨、松平和泉守殿被仰渡候断、大島丹波守申渡、其後頭替松平備後守組之節、文久三亥年十月病氣二付、手附出役御免奉願、同年十一月朔日願之通出役御免被仰付候旨、頭同人申渡同日病氣差重男子無御座候二付、統者無御座候得共、急相統跡式私へ被下置候様奉願置、元治元子年七月廿四日病死仕候養祖父養父私迄遠島・逼塞・閉門等都而御咎之義無御座候、以上

明治三年二月

逸見金吾 (花押)

農商務省御用掛

逸見 知毅

本年六月十日管下小樽市街出火之際罹災者為救助、金貳円差出候段奇特二候事

札幌県令從五位勲四等 調所廣文

右之通拜受仕候也

明治十八年十二月五日

右

札幌県令調所廣丈 殿

逸見 知毅 印

履歴書

東京府士族

逸見 知毅

天保十年五月廿八日生

明治二年正月三十日

一、雇ヲ以 馭通司 附属 申付候事

同年五月廿九日

一、馭通司 附属 更ニ 申付候事

同年八月廿八日

一、任 馭通少令史

同日

一、中宮行啓御用ニ付、西京へ出張申付候事

同年十月十五日

一、供奉 婦京之事

明治三年三月二日

一、任 馭通大令史

同日

一、馭法改正ニ付、西京大阪大津へ出張申付候事

同年十一月十四日

一、御用相済候ニ付、帰京申付候事

同年同月廿三日

一、任 寺院少属

同四年七月廿七日

一、民部省被廢

同五年二月十八日

一、補和歌山県十三等出仕

同年三月二十八日

一、任和歌山県権少属

同年十月九日

一、任和歌山県少属

同年十二月廿八日

一、出納主任トシテ大蔵省へ出張申付候事

同六年十二月十七日

一、東京出張所主任申付候事

同七年二月二十七日

一、公債取調申付候事

但大蔵省へ出頭スヘシ

同年七月四日

一、本庁勤申付候事

明治七年七月廿二日

一、依願免本官

同日

一、満式々年以上奉職ニ付、月給全額下賜候事

同八年六月八日

一、補大蔵省出納寮十三等出仕

同九年六月七日

一、任出納権少属

同十年一月十五日

一、任大蔵八等属

同日

一、複記式簿記為伝習、伝票課へ可出頭事

和歌山県

同

同

同

同

同

和歌山県

同

同

大蔵省

同

同

同

出納寮

明治二十六年五月二日

一、長岡支店支配人ニ撰定ス

社長 粉山半三郎

同二十七年五月十一日

一、帰東京申付候事

社長 佐久間精一

同二十九年六月六日

一、依願免本職

同 人